

# 日本仏教の海外布教と 20 世紀初頭の日米・日中関係<sup>1)</sup>

岡 本 佳 子

はじめに

国境を越えた宗教の布教活動がしばしば現地の住民や行政機関、既存の宗教との間に摩擦を引き起こし、国家間の外交問題まで生じさせることは、歴史上の数々の事例に見られるとおりである。またそれとは逆に、本国と布教先の国との関係が布教活動に影響を及ぼすことも珍しくない。

日本仏教の海外布教は、1873（明治 6）年、東本願寺の小栗栖香頂（1831-1905）が北京へ渡り、その 3 年後に上海別院を開設したことに始まる。キリスト教に対抗する護法意識や、維新前後の社会的・制度的変動によって仏教が直面した危機を背景にしてのことである<sup>2)</sup>。やがて在外日本人の増加や日本の軍事進出、植民地経営に沿うかたちで、諸宗派が中国・台湾・朝鮮といった東アジア、ウラジオストクなどの北方地域、北米、ハワイ、南洋の各方面に教線を広げていったことは、多くの先行研究が示すところである<sup>3)</sup>。こうして 19 世紀後半から展開された仏教海外布教は、日本と布教先の国との関係のみならず、一見して仏教とは直接の関係がないように見える国際情勢の流動性の影響を受けざるを得ず、また自ら外交上の諍いを生むことにもなった。

本稿の目的は、日本仏教布教の宗派別・地域別の実態を研究することではなく、海外布教とそこから派生した国内・対外活動が、20 世紀初頭の外外交や政治的動向といかに交わったかを考察することである。おおよそ明治末期から第一次世界大戦前後の時期に絞り、国際関係が複雑化していくなかで連関を深めていった日米・日中関係を舞台とする。日本はアメリカを追いかけながら近代化を進め、条約改正と国際社会での地位向上に努めてきたが、20 世紀初頭には対米関係の悪化を度々経験するようになる。その大きな要因は、中国をめぐる日露戦争後の日米の利害対立と、アメリカの排日問題であった。

20 世紀転換期には、アメリカや中国との間で生じた問題に関して、日本政府や民間から列強諸国と同等の最恵国待遇の均霑が声高に要求される場面が見られ始めたが、日本仏教の海外布教もこうした動向と関わっていた。中国での布教については、日清両政府間で何らの法的合意もないままにそれが開始されたことの問題性が浮上して尾を引き、やがて欧米諸国と同等の布教権を求める動きが日本の帝国主義外交の片隅に記録される。同じ時期、太平洋を越えたアメリカ西海岸での布教活動は、日本人移民への差別や日米関係の変化と無関係ではいられなかった。しかも、米中との関わりは全く別々の問題であったわけではなく、中国

に対する日本の強硬姿勢の国際的な悪印象が、アメリカ国内の日本人移民への風当たりを強くするという因果関係があった。

このような国際摩擦と仏教布教との関わりに重点を置くことにより、本稿では次の二つの歴史的観点を基調とする。一つは、これまで日本仏教徒による中国への西向きの布教と、北米への東向きの布教はそれぞれ別個に研究されてきたが、相互に絡み合う日本の対米・対中関係の一部をなす因子として、両者が間接的につながる同時代の営みであった様子をとらえる観点である。中国と北米とでは現地の社会状況も布教の実態もずいぶん違うが、20世紀初頭の国際関係の動きのなかで共時的に把握できる一断面を浮かび上がらせたい。

もう一つは、仏教者による中国内地布教権獲得のロビー活動や外交問題への発言を、大正期の対外硬派との連携や、大衆を包んでいた政治的雰囲気の中で考察する観点である。それにより、仏教者の問題が宗派の利害や宗教界固有の課題にとどまらず、国家の体面に及ぶ権利や感情の問題として扱われ始めた場面をとらえたい。

具体的には、第1節で排日運動に揺れるカリフォルニア州の仏教布教とウィルソン大統領への平和懇請、第2・3節で中国内地布教権の問題の所在とそれをめぐる明治末期の真宗大谷派の動き、第4～6節で布教権を求めた大正期における仏教者の政治運動の性質、第7節でアメリカ人宣教師による日本仏教の中国布教への警戒とウィルソンへの進言を扱い、20世紀初頭の仏教者の活動が外交と交差した歴史的場面に焦点を合わせる。

## 1. 1915年サンフランシスコ世界仏教大会——排日問題と第一次世界大戦のさなかで——

### 1.1. 仏教布教とカリフォルニア州排日問題

アメリカがまだ欧州大戦に関与していなかった1915年の春から夏にかけて、ウッドロウ・ウィルソン大統領 (Woodrow Wilson 1856–1924) に対し、在華アメリカ人キリスト教宣教師と日本人仏教使節とがそれぞれ国際問題に関する懇請を行った。前者については後述することとし、後者、すなわち1915年8月23日にホワイトハウスで大統領と面会した日本人仏教使節を先にとり上げたい。

大統領を訪問したのは、桑港仏教会所属、北米開教監督の内田暁融 (1876–1960)、日本仏教界の重鎮・日置黙仙 (1847–1920 曹洞宗)、日本仏教青年会代表の山上曹源 (1878–1957 曹洞宗) の3人である。彼らは8月2日からの6日間、サンフランシスコで開催された世界仏教大会 (The World Buddhist Conference at the Panama-Pacific International Exposition) の決議によって首都ワシントンに赴いていた。

アメリカ本土における日本仏教の布教は、カリフォルニア州で日本人移民が増加するなか、現地の浄土真宗本願寺派の熱心な門徒の要請を受けて始まった。視察を行ったのち開教使が渡米したのは1899年のことで、サンフランシスコの日本人居住地区にアメリカ本土初の仏教寺院として本願寺の出張所が開設されたのである。間もなく、宗派を前面に出さずに桑港仏教会 (Buddhist Church of San Francisco) という看板を掲げることで、彼らは「米国仏

教」としてアメリカの地に馴染もうとした。その後、仏教会は西海岸の他の都市にも徐々に拠点を増やし、日本人移民を対象に法談や葬式等を行っただけでなく、コミュニティの文化的支柱となる。カリフォルニア州の日本人移民の多くが農業に従事していたため、開教使たちは「教会内に待ち構へて参詣者に説教法話をするといふやうな呑気をしてはゐられ」ず、「田園の家屋を訪れるといふ積極手段」に出て「巡回布教に努力」した。日本国内の布教とは違って「ドシドシと家庭訪問に押しかけて、日常生活の万般の事に相談役となつてゆかねばならぬといふやうな、随分と五月蠅い精神上的の苦心も一通りではない」という奮闘を続けたのである<sup>4)</sup>。

北米での仏教布教にはいくつもの課題や困難が伴った。地元のヨーロッパ系住民への布教も試みたもののこちらはハードルが高く、ごくわずかな改宗者を得るにとどまっていた。桑港仏教会に18年間奉職した内田暁融は率直にこう語っている。当地の仏教会の活動が「特別の開教——無教地の未信者に対する伝道——ではなくして普通の布教——既教地より既信者に対する伝道——に過ぎなかった」こと、「世間の人が米国仏教を評して、「日本仏教の延長」にすぎないとか「移民の後を追ふて行く伝道」とか」言っていることは重々承知であった。しかし、当初より「教団自身が大悲伝化の伝道精神に目覚めて、十万世界に普く流行せしめんと報恩的経営といふよりも、在米の信徒より布教者の派遣を懇請せられ、言はゞ受動的に米国開教を実行する様になつた」という経緯があり、それが「開教使と資力の余裕なき結果」をもたらしたのが実情であった。開教使たちは「内地仏教徒からは無援孤立の状態」に置かれ、現地の「同胞既信者の補助」に頼る「自給自足を余儀なく」された。こうした限界は「在米仏教徒の努力の欠乏といふよりも、日本内地仏教徒の眞の伝道的精神が目覚めなかつた結果といふ方が至当である」と<sup>5)</sup>。

だが、カリフォルニア州の仏教会はそれよりも重大な問題に直面していた。内田がサンフランシスコに赴任してきた1905年頃は、排日的気運が目立ち始めていた時期であった。日本人移民の増加が白人労働者の雇用を圧迫した事情、東洋系住民との共存を快しとしない人種的偏見、新聞による扇動などが相俟って排日運動団体が結成されるほどであった<sup>6)</sup>。日本人への暴力事件や商店への営業妨害もあった。1906年4月のサンフランシスコ大地震では、桑港仏教会は自ら被災しながらも、仮設の建物で同胞の救済や避難の対応に追われた<sup>7)</sup>。このような災難に追い打ちをかけるように、同年10月、サンフランシスコの公立学校から日本人学童が隔離される問題が起きた。同市の日本領事館は、この政策が日米通商航海条約の保障する「住居権」と最恵国條款に違反すると抗議したが、連邦政府レヴェルからも同意は得られなかった<sup>8)</sup>。内田は、日本人を含めた黄色人種に対して「米人が人種的偏見よりして排斥妨害するは非文明、非道徳、非宗教、非米国的」<sup>9)</sup>であると憤った。

その後、1909年と11年にカリフォルニア州議会で否決されていた、移民の土地所有を3年に制限する法案が1913年について可決され、外国人土地法（第一次排日土地法）が成立する。国家の体面を強く意識する日本政府は、同法が日本人への差別と通商航海条約違反を

含むとする強い抗議書をアメリカに提示した。日米関係が一時緊張し、ジャーナリズムの論調は一様ではなかったものの、日米開戦の可能性すら書き立てられた。

日本人コミュニティの難局のなかで仏教会は辛い立場に追い込まれた。第一に、内田の言うように本山からの財政的支援がごくわずかで、「同胞既信者の補助」で成り立つ仏教会は、排日運動によって経済的苦境に立たされる日本人移民と窮状をともしする<sup>10)</sup>。

第二に、「日本人排斥の一理由として、否最大の理由として、不同化といふことが絶えず説かれた。そして日本人が同化せぬ一理由として異宗教といふことが常に説かれた。直截にいふと、仏教そのものが日本人不同化の根本理由として挙げられたのであつた」<sup>11)</sup>という言葉が端的に示す問題である。日本人のアメリカ社会への「不同化」は、生活習慣や文化の違い、帰化権がなく出稼ぎ労働が目的でアメリカへ来る者が少なくないという事情などに起因していたが、上の批判はキリスト教徒の在米同胞から発せられていた。「排日思想及び運動の猛烈であつた当時、此機運に乗じて「米化」を楯に排仏運動を策動した一部の日本人基督教徒及びこれに盲従した無定見非見識な一部の紳士の態度」<sup>12)</sup>が、仏教徒たちにさらなる打撃を与えたという。内田が「和魂米才」<sup>13)</sup>を呼びかけたように、仏教会は在米信徒の「米化」を促そうとしていたが、布教の意義そのものを一部の同胞に否定され、日本人コミュニティの分裂まできたすような深刻な状況に置かれていた。

## 1.2. 世界仏教大会と大統領への平和懇請

そうした苦勞のなか、日本仏教のアメリカ上陸後の画期となったのが、1915年8月の世界仏教大会である。北米の仏教会がパナマ太平洋万国博覧会に合わせて企画したもので、日本、インド、セイロン、ビルマ、ハワイ、アメリカ本土、メキシコなどから高名な宗教家や学者を招いて講演を催し、連日多くの聴衆を集めた。アメリカにおける東洋の諸宗教への関心を増大させるきっかけとなった、1893年のシカゴ万国宗教会議から20年以上を経ていたが、多国籍の講演者を招いた大会によって全米にアピールする効果を意識したものであろう。

大会のクライマックスは、8月6日の会議における大会幹部提出の五項目の決議文の採択である。その第一項は、「東洋文明の精華を世界に紹介し、東西文明の融和と世界人類の近接を計」ること、第二項は「日米人間の親善」に向けて「米国人間に仏教を宣伝」するため「内外の仏教徒は協同努力」すること、第三項はアメリカにおける仏教布教が「日本人排斥の一の原因なり」とする「謬見」を正すこと、という趣旨である<sup>14)</sup>。第一項の「東西文明の融和」などは当時の常套句であるが、第二・三項のように、益々色濃くなる社会的摩擦に多少なりとも改善の動きかけをし、アメリカ社会との和合を図ろうとの項目が盛り込まれたのは当然であろう。この機会に移民社会から外へ踏み出て、白人への布教を拡大する足がかりにしようとした様子も窺える。

次に、第四項は「平和及博愛の福音の信奉者」としての仏教者から、進行中の欧州大戦を

早期に終結させる努力をウィルソン大統領に懇請するというものであり、その文書を大統領に手交することが決議の第五項として含まれた。管見の限り、大統領への懇請文書については、大会の記録文献にはいずれも和訳しか掲載されていないため、ウィルソン側の未刊行の資料から次のとおり原文の一部を引用する<sup>15)</sup>。

“... [A]s the present war in Europe is the greatest calamity ever known to the history of mankind, and its prolongation means but the indefinite extension of this most terrible inhuman tragedy, we, the representatives of the International Buddhists in convention, and as followers of our Gospel of Peace and Love, do most earnestly desire the cessation of this cruel and wanton war and the restoration of peace on earth and good will to men at the earliest possible moment.

“We most earnestly and respectfully pray His Excellency Woodrow Wilson, President of the United States of America, in the name of the International Buddhist Congress, representing the Buddhists of all races in their convention held in San Francisco, State of California, United States of America, in connection with the Panama Pacific International Exposition, 1915, that he will kindly exercise his most exalted [sic] position to influence the minds of the warring nations into the ways of peace in accordance with his high conceptions of humanity’s needs.”

この文書には、日蓮宗の前管長である旭日苗(1833-1916)のほか、『ダンマパダ』の紹介書を著した学者 N. F. W. ヘイゼルダイン(Norton F. W. Hazeldine 1856-?)、アナガーリカ・ダルマパーラの支援者であったハワイの仏教徒メアリー・フォスター(Mary Foster 1844-1930)らを含め、決議に立ち会った4名による承認の署名があり、北米の日本仏教者が国際的な連帯を図っていることを印象づけている。大会後に内田暁融、日置黙仙、山上曹源の一行はワシントンに向けて出発、ホワイトハウスで大統領補佐官のウィリアム・W・ハーツ大佐に迎えられて大統領と面会し、目的を果たした。

### 1.3. 対華二十一箇条要求とアメリカの対日イメージ

欧州大戦終結への働きかけが仏教大会決議文に盛り込まれた背景には、何があったのだろうか。大会の企画は、遅くとも開催より1年ほど前の1914年7月初旬には始まっていた。同月8日から3日間開かれた「各地仏教会開教使並に信徒代表者会議」において、北米各地の仏教会を統轄する北米開教本部(The Buddhist Mission to North America, BMNA)の設置が決議された際、「万国仏教大会開催の件」も協議されたとの記録がある<sup>16)</sup>。まだ6月28日のサラエヴォ事件の直後であるため、欧州大戦に関する何らかの宣言を発する案はこの時ではなく、その後の戦争の進展と大会の準備が重なる過程で加えられたと考えられる。

日本側では翌年、日置黙仙が大会出席のため渡米を目前にしていた頃、彼がウィルソン大統領を訪問予定であること、それを前提に大隈重信首相と加藤高明外相に面会したことが新聞で報道された。日置が「…仏教の慈悲と云ふ大主義の上から万国仏教徒大会の決議を以て世界大動乱の交戦国に対して一日も早く平和の解決を希望する旨を提案しやうと思つて居る」との意志を伝えると、大隈は「政治上の意味を有せず純全たる宗教上精神上の主義から平和を勧告すると云ふことは結構なことである」との賛意を述べた<sup>17)</sup>。そして日置は大隈と加藤から、大統領と面会の際には「どうぞよろしく申し上げてくれい」と言われ、この外交辞令を律儀に大統領に伝えたという<sup>18)</sup>。

日置はかねてより戦死者追悼と平和祈念活動に熱心であり、1914年12月には自ら望んで青島の戦跡を訪れ、軍艦高千穂の戦死者供養と欧州人墓地での読経を行い、俘虜として日本赤十字社福岡支部にいたドイツ軍のワルデック総督を慰問していた<sup>19)</sup>。決議文起草の詳細な経緯は現在明らかではないが、日置のこうした活動や上記の発言からすれば、戦争終結の懇請は、大会準備の通信のなかで日置が提案したものであっても不自然ではないだろう。

だが、むしろここで目を向けたいのは、大統領への懇請が言及を避けている事柄である。そこには、仏教徒たちが触れることのできない、戦争をとおした日本の対外進出と、それにより生じた日米関係の亀裂が暗示されている。カリフォルニア州における排日の風潮は、先述の日本人移民の「米化」の問題や白人労働者による敵視だけでなく、日本の強国化と黄禍論をも遠因としていた。日本（およびそれと提携すると仮定された中国）を欧米列強の覇権に対抗する脅威と見なす黄禍論には、アメリカのジャーナリズムが大きく反応していた。さらに、中国における門戸開放、機会均等というアメリカの要望に反した日露戦争後の日本の行動は、アメリカの政治家や世論の対日観を悪化させた。日本人移民への風当たりの強さは、日本の帝国主義化にともなうイメージの悪化と連動していたと言える<sup>20)</sup>。当然、仏教の北米布教もその影響を被っていた。

欧州大戦勃発後にはこうした状況が深刻化する。日本は1914年8月23日、ドイツに宣戦布告をして連合国側として参戦し、10月にドイツ領南洋群島北半を制圧、11月には山東半島のドイツ租借地青島と膠州湾を攻略した。大隈内閣はこれを好機とし、翌15年1月18日、二十一箇条の要求を袁世凱政府に通達した。しかし、加藤外相はそのうち第一号から第四号までの各項目だけを欧米列強に通知していた。条項中でもとりわけ中国の主権侵害と英米との利害衝突の恐れのある第五号全七項目の存在が、他国政府に対して秘匿されていたことが露呈すると、対英米関係の不和を招いて事態が複雑化した<sup>21)</sup>。日本への不信任は欧米諸国の政府とジャーナリズムに拡大する。日本政府の外交上の不手際によってウィルソン大統領の対日感情も悪化し<sup>22)</sup>、対華交渉妥結後の5月11日付の第二次ブライアン・ノートによって、日本政府に強く抗議するに至ったのであった。この秘匿されていた第五号こそが、中国との交渉を難航させていたのである。そこには、地方警察での日中合同、南支鉄道敷設権の日本への供与、福建省での投資優先権などととも、最終項目の第七項として「支那ニ於

ケル日本人ノ布教権ヲ認ムルコト」という要求が含まれていた。これと関連して、第二項は中国内地の日本の病院・寺院・学校の土地所有権を要求するものである。

柏原祐泉は、世界仏教大会の開催が5月の対華交渉妥結から3カ月後にあたることを踏まえて、日置らの大統領訪問を「まだ中立状況にあったアメリカを介して、対華要求奪取直後の日本の大陸侵略路線を安定化させる、きわめて政治的な役割をもつことになった」<sup>23)</sup>と解釈したが、この時期の日米関係を見ると実情はそれとは程遠かった。交戦中のヨーロッパ諸国のアジア政策が手薄になっている隙に大陸での権益拡大に乗り出し、中国に過大な要求を突きつけた日本の狡猾なイメージがアメリカ社会で報じられた後のことである。仏教大会が開催された8月頃は、日本批判の気運が小康状態にあったものの<sup>24)</sup>、仏教徒が積極的に「政治的な役割」を買って出ることは逆効果であっただろう。いずれにせよ、彼らの平和の願いは遠い欧州の戦局だけに言及し、日本の参戦と日米外交の摩擦には一切触れていないところに空疎さを感じさせる。僧侶たちが立ち入れない外交問題の話題は避けざるを得ず、中途半端な平和懇請になってしまったことが否めない。

加えて、仏教大会の決議では、北米布教にとって最大の障壁であった排日的気運と仏教への偏見に対応する項目がありながら、懇請文書はそれに触れていない。大統領との面会は、当初から形式的な親善活動の域を出ない範囲で計画されていたが、次のようなウィルソンの内政上の業績から見ても排日運動への言及は無理であった。

サンフランシスコ市行政の排日的決議や州議会に提出された排日法案は、日米関係の悪化を懸念するワシントンの連邦政府との葛藤を招いていた。それでも、共和党のセオドア・ローズヴェルト政権は連邦政府とカリフォルニア州政府の協調体制を持ち直し、移民の送り出しを日本側が自己規制する日米政府間の紳士協定の合意を得て、事態を鎮静化した。それを引き継いだウィリアム・タフト政権も、世界仏教大会開催の舞台になったパナマ太平洋万博の開催地候補の最終選考にサンフランシスコが残っていたことを利用し、1911年の排日土地法案の州議会通過を防ぐことができた。しかし、次に政権を握った民主党のウィルソン大統領とブライアン国務長官(William J. Bryan 1860-1925)は、州権の侵害に敏感な内政方針と、様々な交渉の紛糾により、1913年5月の排日土地法の成立を阻止することができなかった<sup>25)</sup>。

排日の諸勢力を抑え込むことに力不足のウィルソンに対し、仏教会が率直な申し立てをすることができるはずはなかった。当事者でない日置が、「多数の同胞」への「御愛顧」を口頭で挨拶程度に願ったのみである<sup>26)</sup>。在米10年の内田においては、せめて対華要求で悪化した日本のイメージによって西海岸の同胞への風当たりが再び強くないよう、大統領に遠回しの平和志向を表明するのが精一杯であったのかもしれない。

ウィルソンの側でも当然ながら、仏教使節に対して政治的な印象を抱くことはなかった。ホワイトハウスで手渡された文書は、「これは驚くべきことだ!」という上機嫌なウィルソンの自筆メモが付されたかたちで現在も保存されている。この文書が実質的な影響力を及ぼさ

なかったことは言を俟たないが、ウィルソンがメモに記したのは懇請の内容についてはなく、美しい法衣に身を包んだ異国の高僧から直接それを手渡されたことの感激であった<sup>27)</sup>。

ワシントン D. C. をはじめ各地の新聞も、仏教徒の平和懇請については 10 行に満たない雑報にする程度の関心しか示していない<sup>28)</sup>。日本の新聞は概ね好意的に報道したが、なかには辛口の批評もあった。「仏教の世界的運動」を唱えた大会の決議が「寧ろ平凡の観あるほど至当の討議」で形式的なものであっただけに、その具体化に向けた今後の活動が重要であること、そして大統領への進言も「如何ほどの熱心と確信と気概とを包蔵するや」疑問であり、「事大思想」「外交的技巧」でないといいが、というシニカルな見方である<sup>29)</sup>。

アメリカ西海岸で仏教大会の準備が進められていた 1915 年の春、対岸の日本では対華交渉の行く末に仏教徒たちが気を揉んでいた。秘匿されていた第五号に、中国内地における日本人の布教権承認の条項が含まれていたからである。

## 2. 中国内地布教権の争点化——問題の所在——

日米関係にまでひびを入れた対華要求に、満洲や南清の權益とともに布教権の承認が盛り込まれたのは、どのような経緯によるのだろうか<sup>30)</sup>。二十一箇条の最終項目であることから他の案件よりも優先度が低いことが見て取れるが、『日本外交文書』に「布教権一件」という連絡文書群が残されているように、明治期から日中間の懸案事項であったことは間違いない。しかし対華要求を二十一箇条の項目へと集約した加藤高明外相が、第五号に布教権の承認を記載する段階で、仏教徒から直接的な要請を受けていたのかどうかは明らかにされてこなかった。小川原正道は「真宗側が二十一箇条要求の作成過程に関与した形跡が見られ」ず、政府主導の布教権条項の設定について「仏教徒側はあくまで事後的にこれを認識していたことはまちがい」なく、「実際、仏教徒側が布教権獲得運動を展開するのは、布教権要求が撤回されるという噂が出回り始めた頃からであった」としている<sup>31)</sup>。たしかに、真宗をはじめ中国布教に従事していた各宗派の本山が、陸軍や代議士、民間の政治団体のような強い意思表示をもって対華要求事項の提案書を政府に事前提出するようなことはなく、少なくともそうした資料は発見されていない。

その一方で、後述するように、明治末期から真宗大谷派が最恵国待遇均霑に即して中国布教の処遇改善をするよう、外務省に数回にわたって陳情をくり返していたこと、そして大正期に入ると、欧州大戦勃発前から様々な肩書の仏教徒とその盟友のグループによる政府への布教権獲得の働きかけがあったことが、当時の報道や外務省の記録から確認できる。各宗の宗政当局、超宗派の仏教徒グループ、在家仏教徒の政治家などの諸動向は、すべて「事後的」と一括できるものではなかった。加藤外相が第五号に布教権条項を加えた決定過程を示す資料が発見されていないため、状況からの推論にとどめるほかないが、こうした諸動向と加藤自身の外相在任中の経験も加わって、中国との新条約締結要求の機会に布教権の明文化が試みられた、というのが筆者の仮説である。それを詳述する前に本節では、まず先行研究

に基づいて、中国布教を最も活発に展開していた真宗大谷派<sup>32)</sup>をとり上げながら布教権問題の所在と明治後期の経緯を略述する。

大谷派の中国における活動は、中国人への布教という当初の目標については成果を上げられず、上海の日本人居留民のための法事や墓地の管理、病院や小学校の運営を中心としていた。だが、日清戦争での日本の勝利をきっかけに内地の中国人に向けた布教拠点獲得の機会が訪れる。領有した台湾の対岸である福建省、沿岸の浙江省、江蘇省、広東省で大谷派は次々と布教所や学堂を開設し、さらに天津、芝罘など華北の拠点確保にも着手していった<sup>33)</sup>。在台湾・在清日本人の増加に合わせて、他宗派も布教に乗り出す。

清国政府はアロー号事件後の1858年にロシア、アメリカ、イギリス、フランスと天津条約を結び、中国内地でのキリスト教布教の自由と宣教師の保護を約束させられた。加えて、この4カ国の最恵国待遇により、布教活動に付随する新たな追加特権が一国に与えられた場合は、自動的に他の3カ国にもそれが認められることとなった。それに対し、1871年締結の日清修好条規には布教の権利は記載されておらず、中国での仏教布教開始の頃、日本の政府要人や在清公使・領事らは布教権という国家間の取極めに関して曖昧な認識しか持っていなかった。これは、日本と中国が仏教交流の歴史を共有していることを自明の前提としていた事情を一因としている<sup>34)</sup>。またそれだけでなく、幕末の日本と欧米諸国との間に交わされた条約には、日本における外国人の信教の自由の保障以外は布教に関わる条項がなく、その後の日本でのキリスト教布教容認の過程が清国のそれとは異なっていたことも、この権利に対する政府関係者の浅い理解につながったのではないだろうか。清国側も、租借地以外での日本仏教の布教を公式には認めていなかったが、既成事実として始まっていた布教は黙認した。地方官吏も布教拠点の開設とその保護をとくに拒否せず、問題が起きればその都度対応するという具合であった<sup>35)</sup>。

日清戦争後の1896(明治29)年7月、日本政府は日清通商航海条約の締結によって、最恵国待遇を受けている欧米列強と同等の特権を有することを清国政府に認めさせた。しかし、1903年の追加条約も含め、日清間の新たな条約には布教権を明記した条項が含まれることはなかった。

その一方で、まだ義和団事件の收拾がついていない1900(明治33)年8月に厦門事件<sup>36)</sup>が起き、それと前後して日本の大陸進出に追隨する仏教布教の拠点の増加に伴い、地元民や地方官吏との衝突が目立つようになっていった。とくに福建省や浙江省では地元民による日本仏教排斥事件、キリスト教信者との衝突、金銭をめぐる布教使の不正疑惑、特権を持つ外国人布教使からの庇護を目当てに入信した中国人信徒による非行などの問題が多発した。そして1903(明治36)年頃から、このような事件の処理に際し、条約上の布教権の有無をめぐる清国地方当局と日本領事との認識の齟齬が浮き彫りになり、外交論争がしばしば展開されるようになっていく。開港地以外の土地でも日本仏教の布教所や学堂の開設を了解していた地方官吏も、日本に布教権がないことを理由に拒絶するようになった<sup>37)</sup>。

清国地方当局との衝突が最も激しく展開され、在北京日本公使が中央政府外務部に交渉するに至ったのは、1904（明治37）年11月4日に福建省泉州府安海で起きた、カトリック信徒による大谷派分教堂襲撃事件の後である。閩浙総督は北京の外務部に福建省内の日本人僧侶の退去を上申し、12月15日に外務部から日本公使へその旨通告があった。外務部は地方官の方針を受け容れる姿勢であった。年明けには閩浙総督は厦門の上野専一領事に対しても、日本に布教権がないことを通告して二度にわたり僧侶の退去を求めている<sup>38)</sup>。日本の外務省と在清公使・領事は、最恵国待遇の適用を根拠に、列強諸国の布教権と同等の権利を日本も有するという解釈を提示し、清国の地方当局や中央政府に日本仏教徒の布教活動の保護を要請した。それに対して清国側は、最恵国待遇の均霑は通商に関する事項のみで布教権を含まず、また欧米諸国に布教を許可したのはキリスト教であり仏教は該当しないとして、日本側の解釈を拒絶した。このような日清間の主張の応酬は噛み合うことなく、後続の問題も起こり、上野領事と北京の松井慶四郎代理公使、その後任の公使内田康哉、林権助らも外務大臣と連絡をとりつつ清国側と折衝せねばならなかった<sup>39)</sup>。

清国では、不平等条約のもとで容認したキリスト教宣教活動によって教案が頻発していた。仏教僧が日本の軍事侵略に加担しようとした厦門事件のような例は稀であるが、日本仏教の進出によってさらなる問題の増加が予測されたため、中国側にとって布教権が承認しがたいものであったことは、革命後も変わらなかった。とくにキリスト教宣教師に認めていた治外法権を日本人布教使にも認めることは、中国にとって義和団事件後の法権回収の目標に背馳するものだったのである<sup>40)</sup>。

日本政府が布教権の有無に長らく無頓着でいた責任を負う立場にある一方で、現地の領事館は、信徒の訴訟事件への介入や金銭問題など様々な摩擦を起こす日本人布教使の素行調査や処分にも、少なからぬ労力を要していた。布教の実態を問題視する南清各地の領事館関係者の声も寄せられていた。布教使たちが地方語を学ばず、地元出身の信徒から選出した「董事」に説教や教堂の管理を任せているうえ、入信するのは外来教団による庇護を目当てにした者ばかりだ、と<sup>41)</sup>。中国布教を行う各宗本山に対し、布教使の監督体制の強化と慎重な人材選定を外務省から幾度か要請したが顕著な改善が見られず、こうした事情も中国との交渉を複雑化させていたという<sup>42)</sup>。1907（明治40）年11月には、閩浙総督が在厦門領事に再び福建省内の布教使撤退を要求してきた事態を受けて、同月16日、山座円次郎政務局長より真宗本願寺派・大谷派の各本山へ、布教使たちが「職務範囲外ニ超脱シ徒ラニ清国官民ノ感情ヲ害スルカ如キ行動ナキ様」、注意喚起の通達が出された<sup>43)</sup>。清国側と交渉を続ける外務省と布教使たちの足並みは揃っていなかった。

概して、欧米のキリスト教宣教活動が本国からの潤沢な資金提供と組織的に整った体制を後ろ盾にしていたのに対し、歴史の浅い日本仏教の海外布教は、規模においても質においてもその水準には到底及んでいなかったのである。真宗本願寺派の布教使菅真海は、1905年7月に汕頭領事分館が桂太郎（首相兼外務大臣臨時代理）に出した召還要請によって帰国さ

せられた<sup>44)</sup>。彼は帰国後、自らが従事した布教活動が、「用意周到」なキリスト教の伝道体制に比べると「其幼稚なること想像以外にあ」ったと、現場での実感を吐露している。「我等は何等の準備もなければ方法も講せず無暗に布教する」だけなので効果をあげられないのは当然であり、今後は布教に適した経典や、地元の「権力と資力との伴ふ有力なる後援者」を得るなど、あらゆる面で「伝道法の一定」が急務だと菅は語った<sup>45)</sup>。海外布教に関する宗門の無策ぶりを布教使が証言している点は、桑港仏教会の内田暁融の主張と共通している。

### 3. 真宗大谷派の外務省への陳情

#### 3.1. 布教使たちの陳情と外務省の行き詰まり

では、外交問題となった中国での布教権が二十一箇条要求の一項目にとり上げられるまでに、仏教者たちから政府に対してどのような働きかけがあったのだろうか。明治末期の大谷派の動きから説き起こしていく。『東本願寺上海開教六十年史』と佐藤三郎の研究では、大谷派の直隸省布教使菊池秀言が1881～82（明治14～15）年に本山と政府に布教権問題の解決を陳情した経緯が詳述されている<sup>46)</sup>。だが、日清間の交渉が最も難渋した1903（明治36）年から1908（明治41）年の間の大谷派側の動きについては短く記述しているのみであるため、加藤高明の外相在任中の出来事も含めてここで補いたい。

外務省と在北京日本公使館が安海事件後の交渉に当たっていた1904年12月、副管長大谷光演が小村寿太郎外相宛の陳情書と、布教使伊藤賢道（江浙教務主任・杭州日文学堂長）の12月6日付「具情書」を送付した。伊藤の「具情書」は、現地の信徒が受けた暴力・恐嚇や、日本仏教の布教を非合法とする地方官とのやりとりを綴り、至急の対応を訴えている。帰国した伊藤から現地での苦境を聞いた大谷光演は、布教使と信徒に「最恵国教士教民ニ同シク一律保護ノ恩典」を与える必要を、清国外務部から江浙各督撫（江蘇省・浙江省の総督と巡撫）へ通達させるよう、北京の内田康哉公使の対処を要請している。これを受けた小村は陳情一式を内田に送付した<sup>47)</sup>。翌1905年3月30日、伊藤は外務省で直接話をすべく出頭し<sup>48)</sup>、同年8月6日には再び長文の布教保護の陳情書を送付している。ここでの伊藤の肩書が「真宗大谷派本願寺陳情委員」となっていることから<sup>49)</sup>、政府への働きかけに本腰を入れようとの姿勢が窺える。

さらに同年9月13日、大谷光瑩管長が福建省布教使武田恵教の文書（8月25日付）を桂太郎に送付した<sup>50)</sup>。同文書は、日本人の布教活動を最恵国待遇均霑の対象と見なさない閩浙総督の通達を受けた武田が、外務省への働きかけを本山に請願するものである。管長は10月に武田本人を外務省に派遣し、この件に関する政府の見解を示すよう求めている。武田が坂田重次郎参事官との面会で得たのは、欧米条約国と同等の待遇を要求し続けるという交渉方針から変わりのない返答であった<sup>51)</sup>。武田は、安海事件やそれとほぼ同時期に起こった漳州府詔安県銅山分教堂の通訳殺害事件の際に報告書を本山に送り、厦門の日本領事館をとおして道台に対処を求める立場にあった<sup>52)</sup>。

大谷派本山には、外務省が最大限の外交努力をしていないと映っていたであろう。大谷派から外務省への一連の働きかけの間、在清日本公使・領事が外務大臣と連絡をとりつつ、地方官僚や中央の外務部に対し、強硬に抗議し続けた様子が『外交文書』には記録されている。これらを読むと、できる限りの交渉をしている印象を受けるのだが、それは在清外交官や外務省が仏教者の活動に賛同していたからではなく、鉄道や鉱山等を含め、日本が清国で得ていた利権すべてに関して譲歩しない姿勢を貫くためであった<sup>53)</sup>。交渉を重ねても両国の主張は折り合うことなく、外務省は明確な方針を大谷派に示すことができずにいた。伊藤賢道が先述の二度目の陳情書を起草していた頃、北京の内田公使は桂太郎宛の1905年7月27日付報告文書で、自分や在厦門上野領事がこれまで清国側と交渉に当たっても平行線であることについて、「結局何等好機会ヲ得テ条約中ニ我仏法布教ヲ明許スル箇条ヲ挿入セシムルカ又ハ實際ノ案件ヲ利用シ威力ヲ用ヒテ我主張ヲ貫徹スル」ほか手立てはない、との見解を伝えていた<sup>54)</sup>。10年後の対華要求まで所謂「好機会」は訪れなかったのである。

### 3.2. 加藤高明外相が対応した布教権問題

このような布教権問題をめぐる日清間交渉が長らく解決に至らない状況に、加藤高明も関わっていた。大谷光瑩管長は、再三の請願にも拘わらず外務省の対応が「尚其要領ヲ得ルニ至ラ」ないことに業を煮やし、桂太郎と、次いで新内閣で外相に就任した加藤高明に宛て、二度にわたり方針明示の催促の書状を送っている<sup>55)</sup>。管長からの書状を受けた加藤の返答(1906年1月26日付)は、清国政府との交渉は今日に至るまで解決を見ていないが、嚴重な交渉を続け、「可成速カニ布教ノ自由ヲ認メシムル様致度存居候」という手短なものであった<sup>56)</sup>。外務大臣としての二度目の短い在任期間中(1906年1月7日～3月3日)のことである。

間もなく2月には、加藤は厦門の上野領事から福建省興化府仙游県楓亭で起こった本願寺派布教所襲撃事件の報告を受けている<sup>57)</sup>。上野からの報告では、被害を受けた布教所には開設以来、布教使が常駐せず、襲撃の原因は清国人関係者が関わった揉め事であったとされている。上野は、布教権問題が懸案となっている時に布教使が清国側の信用を損なうことがないように、各管長への訓達を要望した<sup>58)</sup>。これを受けて加藤は2月20日、内務大臣原敬に訓示を依頼、実際に内務省宗教局長斯波淳六郎より、各管長に「清国に於ける各宗派布教師の行動取締」をあらためて行うよう訓令が下されている<sup>59)</sup>。

そして加藤の大谷光瑩管長への返答から1カ月後の2月25日より、外務省は大谷派布教使の田中善立(1874-1955)による数回にわたる訪問を受けた。田中は哲学館で学び、大谷派普通学校などの教職を経て福建省泉州彰化学堂長となり、同省の教堂で起こる諸事件に対応したこともあった。だが、彼が山座政務局長と珍田捨巳次官にそれぞれ数回面会して布教権問題に関する意見交換をした結論として言われたのは、在清日本公使によって引き続き強硬な態度で清国外務部に交渉するが、「或る機会に接到するまで暫時現状に陰忍する方針な

り」ということであった<sup>60</sup>。田中との複数回にわたる面談は、大臣である加藤にも当然報告されていたであろう。布教権をめぐる日清間の交渉が最も激しかった時期、外務省は日露戦争と戦後外交、韓国保護国化や満洲における利権交渉で多忙を極めていたが、他の外交問題に比べて優先順位は低くとも、解決が必要な案件として加藤が布教権問題を認識するに足る出来事が重なっていたと言える。

閩浙総督は日本人布教使の撤収通告を出してはいたが、強制退去の挙に出ることはなかった。その後も布教使たちは現地に留まっていた。北京の外務部との交渉には1907（明治40）年8月以降、目立った進展が見られない<sup>61</sup>。上述のような大谷派と政府との交渉に併行して、『中外日報』では、条約上の待遇均霑の主張を続けるだけでは清国政府との摩擦は解決しえず、布教権獲得の必要性が明白であると唱える記事が登場し始めた<sup>62</sup>。のちに布教権獲得運動の先頭に立つ在家仏教徒の安藤正純（鐵腸、1876-1955）も、この問題に関する発言を始めている<sup>63</sup>。

1911年から第一革命勃発による激動期を迎えた中国の動向が日中外交に大きな影響を与えるなか、加藤は再び外務大臣の座に就くが、彼の三度目の在任期（1913年1月29日～2月20日）と四度目の在任期（1914年4月16日～1915年8月10日）の間の1年2カ月（1913年2月20日～1914年4月16日）は、牧野伸顕が外相を務めていた。還俗して1912（明治45）年5月に衆議院議員となっていた田中善立（立憲政友会、1913年12月より中正会所属）は、1913（大正2）年1月21日、外務省に質問状を提出した。中国との交渉に進展がないなか、欧米列国と同等の「布教伝道ノ自由」が条約に明文化されていない現状に関する政府方針をあらためて問う内容である。3月5日の議会で質問演説をした田中は、「明文は無いけれども均霑条文の中に含まれてある故に伝道しても差支ない」という政府の主張が中国側には通用していないのに、「何時までも懸案に放任して置く」ことの問題を強調した<sup>64</sup>。これ以前にも1911（明治44）年1月21日、中国での新聞事業の経験を持ち、独自の宗教活動もしていた衆議院議員の松本君平（1870-1944 立憲政友会）が類似の質問を提出していた。当時の外相小村寿太郎の同月31日の口頭答弁はやはり、清国政府に「条約違反」として「支那政府ノ反省ヲ求メマシタ今日猶交渉中」であるという、従来と変わらぬ回答であった<sup>65</sup>。田中に対する牧野外相在任時の1913年3月14日付答弁書も、2年前に松本の質問に回答したとおりで未だ解決しておらず、「遺憾トスルトコロナリ」という短い記述のみであった<sup>66</sup>。

以上のように政府は、よほどの機会がなければ条約上の布教権明文化は到底無理であるとし、大谷派や議員からの問い合わせを受けるたびに同様の返答をくり返すのみで、行き詰まりを露呈していた。しかし、この牧野外相の在任中から、布教権要求は各宗本山や布教使の陳情にとどまらない新たな様相を呈し始める。激変する中国情勢を背景に、対外硬派と歩調を合わせた僧俗仏教徒有志の動きが台頭するのである。

## 4. 大正期の布教権獲得運動と対外硬派との結合

### 4.1. 対米・対中問題に憤る仏教者たち

日置黙仙は、カリフォルニア州の第一次排日土地法成立後の1913年10月5日、全国仏教徒大会と題した大規模な集会（浅草本願寺別院）に参加していた。この集会は、国内の政教問題のほか、排日土地法と、南北対立が激化する中国で起こった南京事件を議論すべく開催された。南京事件とは、9月に袁世凱の部下である張勳率いる北軍が南京城内に攻め入った際、在留日本人の殺害・略奪を行った事件である。会場では、黄檗宗管長の高津柏樹が議長を務め、「人道上」の見地からウィルソン大統領に日米親睦を、袁世凱には「反省」を促す電報をそれぞれ送信することが決議された<sup>67)</sup>。同時に、カリフォルニアと南京在住の日本人に慰問状を送付することも満場一致で可決されている。大会の後は演説会へと移り、杉浦重剛、権田雷斧、村上専精といった著名人や、大石正巳、関直彦などの代議士と並んで日置も演説し、仏教精神の立場より排日問題解決の希望を述べた<sup>68)</sup>。この2年後に日置が世界仏教大会出席のため渡米したのは、在外日本人が被った問題に対する国内での反応の大きさを背負ったことであった。大会当日の聴衆の正確な人数は不明だが3千人規模と報じられ、多数の電報も寄せられた。仏教徒が政治的主張をする集会であることから、文部省や警視庁が警戒の目を向けていたという<sup>69)</sup>。

『ニューヨーク・タイムズ』は、この集会からウィルソンへ発せられた「宗教的・人種的偏見を排する」日米友好の主張を報じたが、「日本仏教徒が平和のメッセージを送るも演説者は好戦的」との小見出しを付した。排日土地法問題を、戦争によってでしか根本的に解決できないものと断じた大石正巳の演説を受けてのことである<sup>70)</sup>。

この大会の発起人は、同年7月発足の仏教徒談話会という団体であった。先述の田中善立をはじめ、安藤正純、田中舎身（弘之、1863-1934 在家仏教徒）、渡邊海旭（1872-1933 浄土宗僧侶、新仏教徒同志会）、大森禅戒（1871-1947 曹洞宗僧侶）、松田湛堂（月嶺、1880-1919 曹洞宗僧侶）、椎尾辨匡（1876-1971 浄土宗僧侶）、柴田一能（1873-1951 日蓮宗僧侶）、和田幽玄（対白、1882-1942 仏教運動家、『中外日報』東京支局長）など27名ほどで結成された。会の綱領に、「宗教界の実際問題を攻究し仏教各宗当局者をして本会の意見を実行せしむること」、「国家の宗教に対する政策及之れより出づる時々の問題に関して直接政府と意見を交換すること」とあるように、各宗当局と政府への意見表明・交渉を前面に打ち出している。「寺院を主とする職業的仏教家の入会を禁ずる由」とも報じられているところに、その積極的な政治行動重視の性質が窺える<sup>71)</sup>。政府に対しては、この年の内務省から文部省への宗教局移管、それを機に奥田義人文相が企画した神仏基三教の代表者招待会（前年の三教会同をめぐる紛糾を想起させる）、そして今後の宗教政策の方針について、文部当局に質すことを手始めに行った。もう一方の交渉の対象を「各宗当局」としたのは、文字通りの各宗派の中枢部のみならず、各宗管長と宗務当局の連合である仏教各宗派懇話会のような日本仏教界の最上層の権力をも意識してのことではないか。各宗派懇話会の一部は、10

月の全国仏教徒大会のような政治的運動を快くとらえていなかったという報道もある<sup>72)</sup>。

仏教徒が宗教政策のみならず外交問題にまで発言するという、前代未聞の大規模集会を開いたのはどのような背景によるのだろうか。仏教徒大会が開かれた時には、カリフォルニア州の排日土地法の成立から5カ月を経ていた。この年7月、仏教史学者の大屋徳城(1882-1950)は、排日問題に対して日米両国のキリスト教徒が素早く抗議行動に出ていたのに比べ、仏教徒の反応が鈍く、「時局に対する遅鈍、卑屈」を露呈したと批判した。とくに、アメリカで最も早く布教に着手した本願寺派の「袖手傍観対岸の火災視する」ような腰の重さを指摘している。それと並んで、中国布教権問題の解決も民国承認の一条件とすべきだと喝破した<sup>73)</sup>。しかし大屋の意見と並んで注目したいのは、10月の全国仏教徒大会を待たずとも、排日問題に抗議する動きが強硬外交を主張する団体に見られ、仏教徒談話会の中心となる人物たちもそれと行動をともにしていたことである。4月16日(神田青年会館)、同月17日(両国国技館)開催の対米問題大演説会では、田中善立と田中舎身が、同志関係にある黒龍会の伊東知也(1873-1921 立憲国民党代議士)、「蒙古王」の異名を馳せた佐々木安五郎(照山、1872-1934 立憲国民党代議士)らとともに排日運動を批判する弁舌をふるっていた<sup>74)</sup>。

かたやこの年、中国では第二革命が勃発した。8月に兗州、漢口で日本陸軍の軍人が北軍により監禁・暴行される事件が続き、間もなく前述の南京事件に至り、陸軍はもとより民間でも対中強硬論が沸騰、政府の対応を「軟弱」と非難して中国への強い抗議と派兵を訴える動きが激化していた。9月5日、欧米との協調路線をとる外務省の阿部守太郎政務局長が刺殺される事件まで起きる。同月7日には対支問題国民大会と題する大規模な集会(日比谷松本楼)をはじめとした演説会が催されており、同月10日(日本橋明治座)と17日(東両国美術倶楽部)の演説会で田中善立、田中舎身も熱狂する聴衆の前に立った<sup>75)</sup>。閉会後には、興奮した聴衆が外務省に押し寄せるなどの不穏な事態が起きていた。集会の様相を報道する新聞記事も扇動的である。世論に突き上げられた牧野外相は袁政府に強い態度で謝罪を要求する。これらの集会を主催したのは、満蒙利権を含む対中政策に関心を寄せる複数の団体が連携し、7月に発足した対支連合会(対支同志連合会)<sup>76)</sup>である。

1905年の日露講和条約をめぐる暴徒化した群衆が日比谷焼打事件を起こして以来、内政や外交に対する不満を激発させる世論は政府にとって無視できないものになっていた<sup>77)</sup>。アメリカや中国との諸問題に関しても、「大演説会」、「国民大会」といった集会で大衆の対外強硬論を煽る場面は大正期に多く見られた。全国仏教徒大会は騒擾を伴うものではなかったにしても、こうした動きと連なって開催されていたのである。文部省や警察の警戒も当然であった。対支連合会と仏教徒談話会の同時期の発足や、先述の大屋徳城の仏教界への批判も、この時の風潮のもとで理解する必要がある。

全国仏教徒大会後の10月14日には、田中善立と田中舎身が仏教徒談話会を代表して外務省を訪問し、牧野大臣不在のため松井慶四郎外務次官に面会した。この時彼らが訴えたのは、ほかならぬ中国内地布教権の獲得である。人種の異なる欧米諸国が中国内地で自由に布

教しているにも拘わらず、中国と「同文同種」、「唇齒輔車の関係」にある日本が布教権を有していないのは「我が国辱」であるため、袁世凱が諸外国に中華民国の承認を求めている機に、従来の条約における布教権の不備を解決すべきだ、と。松井が、布教使の不品行も問題解決を妨げる「弊害」となっていると述べると、田中たちはその「弊害」の「根源を尋ねれば均霑布教権を獲得し居らざるが為め」だと反論したと報道されている<sup>78)</sup>。

#### 4.2. 外務省が直面した仏教徒談話会の性質

仏教徒談話会の成員のなかでとりわけ安藤正純、田中善立、田中舎身は、布教権を含む対中問題に関して政府に積極的な働きかけを行っていた。

安藤正純は真宗大谷派の寺に生まれ、僧籍を有していた。この当時は『東京朝日新聞』に勤め、布教権問題に関する論説をいくつも執筆している。1920年の衆議院議員当選後は、僧侶参政権運動など仏教徒の政治活動の中心的役割を担うだけでなく、仏教の戦争協力の表舞台で長く活躍することになる人物である。

田中舎身は、大谷派の中国布教の先駆けである小栗栖香頂のもとで学び、一度官僚になるも仏教に基づく社会改革を志して退職した経歴を持つ。彼が同志とともに1901（明治34）年に結成した東亜仏教会は、「仏教を以て東洋を啓発する」目的を掲げ、日本仏教の中国布教の振興を企図しており<sup>79)</sup>、小栗栖の精神を受け継いでいたことが窺える。舎身は玄洋社や黒龍会、対外硬派の代議士たちとつながりが深く、1908年には自らの主導で頭山満、内田良平、三浦梧楼、佐々木安五郎、小川運平（1877-1935「支那通」の運動家）らと国権主義団体の浪人会を結成した。同会は先述の対支連合会に参加している。

大戦への日本の参入によって中国における権益拡張の欲求が高まっていた頃、安藤、田中善立、田中舎身は国民外交同盟会の結成に参加している。この団体は、対支連合会と衆議院議員有志が、山東半島攻略の頃である1914年11月27日の「各派有志の対支問題意見交換会」開催を経て12月に結成したもので、大隈内閣の対中外交への厳しい批判を展開した。頭山満、内田良平、宮崎寅蔵、川島浪速といった人々とともに安藤、田中善立、田中舎身も評議員に名を連ねた<sup>80)</sup>。同会の中心的存在であり、加藤外交批判の急先鋒であった対外硬派の代議士小川平吉（1870-1942 立憲政友会）のほか、佐々木安五郎、伊東知也、小川運平、井手三郎（1862-1931 立憲同志会代議士）、紫安新九郎（1873-1952 無所属代議士）といった成員たちは、のちに布教権獲得運動にも関わることになり、とくに在家仏教徒の井手三郎は重要な役割を果たす。

外務省は、よほどの機会がなければ布教権の条約上の明文化は無理と見ていたが、先の1913年10月14日の仏教徒談話会の直談判を受けて、従来のような形式的な返答のくり返しがもはや通用しないと認識したのか、何らかの代替策で解決を図ろうと試みた形跡を残している。外務省外交史料館所蔵の布教権関係の記録には、彼らとの面会から間もない同年12月付と翌1914年2月3日付の二つの文書が残されている。後者は牧野大臣から北京の山

座円次郎公使に宛てた形式で書かれている。前者には正確な日付がないが、内容から見て後者の素案であったと推定される<sup>81)</sup>。

山座公使宛文書の要旨は次のとおりである。すなわち、これまで日本政府は最恵国待遇による欧米条約国との均霑の一点張りで布教権を主張してきたが、それは「理由ニ乏シキ」意見であるため到底目的を達することはできないので、この際「従来ノ方針ヲ一変シ」、「権利問題ヲ離レ情誼問題トシテ解決を図ルコト」を「得策」とする、というものである。民国政府は欧米人にキリスト教の布教を認めている以上、日本人にも「仏教其他各種ノ布教」に同等の待遇を与えるのが「情誼〔上〕正ニ当然ニ属スル」こと、日中両国の政治的・経済的関係が緊密になっているので、さらに両国民の「精神的接近」を図るため、やはり日本人の布教に上記のような対応をすべきことが主張されている。適当な機会に民国当局の承諾を得られれば、以上の取極めを公文書として交換するよう、山座公使に命じる内容である。仏教に限定せず「仏教其他各種ノ布教」に範囲を拡張している点も注目される<sup>82)</sup>。これは将来的な便宜のために過ぎないが、中国側から反論が出るなら仏教に限ることとする、と付け加えられている。中国側が「体面上」躊躇するようであれば、「相互主義」に基づいて、日本における中国人の布教も認めることが提案されているが、この部分には取り消し線が引かれている。

この文書には「廃棄」（ないし「廃案」）と記されているため、実際に山座公使のもとに送られることはなかったのだろう。欄外には「本件ニ関シテハ少シク異論アリ 口頭を以テ譯述スヘシ」という書き込みと、通商局長の坂田重次郎の印がある。論理的な説得力に欠け、とても中国側の合意が得られそうもない草案である。牧野外相から後任の加藤への引き継ぎ文書<sup>83)</sup>にもこの件に関する言及は見当たらない。だが、強硬外交を訴える軍や民間からの強い圧力のなかで、仏教徒談話会のような従来とは異なる性質の仏教者団体による訴えを受け、条約上の布教権の明文化に替わる次善策を練ろうとする動きが外務省内にあったということがここに示されている。仏教徒談話会から求められたような大がかりな権利要求はこの段階ではできるはずもなく、穏便に済ませたいという意向も垣間見える。山座宛の文書の日付から2カ月後の4月、加藤が対華要求条項を作成することになる四度目の外相在任期間が始まった。

布教権問題は政府の宗教行政と外交に対する異議申し立てであったが、もはや仏教界単独の問題ではなく、また外務省と宗門の間だけでやりとりされる案件でもなくなった。アメリカの排日問題や中国での邦人の被害と並ぶ「国辱」として糾弾され、強硬外交によって獲得すべき諸々の利権の一つに数えられるようになったのである。運動の担い手は一方に僧俗・宗派を問わない仏教徒有志たち、もう一方にそれに加勢する対外硬の政治家、運動家、大陸浪人たち、そして中間でこの両者を取り持つ安藤と二人の田中である。彼らのなかで実際に宗門から派遣されるかたちで中国布教に携わった経験を持つ者は、田中善立ぐらいではなかったか。仏教徒談話会は二十一箇条要求作成前から、政府への示威的な直接交渉も含む活動

を始めていたのであった。彼らは仏教界では少数派であったが、この時期の政治的空氣を身にまとい、断固たる主張で世論を喚起することも辞さないグループとして政府や宗門の上層部にその存在を印象づけたことが窺える。

##### 5. 井手三郎と東亜同志会——対華要求提案書のなかの布教権——

1914年8月の日本の参戦以後、陸軍要人や代議士、民間結社、ジャーナリストなど様々な方面から対華要求案が外務省に寄せられた。二十一箇条の第五号は、加藤外相がそれらを調整した結果、中国や欧米列強からの承認を取り付けるのが困難と思われる項目を並べた「希望条項」として出来上がったとされる<sup>84)</sup>。

布教権の要求は、『日本外交文書』に収録された政府外からの12通の意見書のうち2通に明記されている。先述の井手三郎が幹部を務める熊本の東亜同志会と、『大阪朝日新聞』北京特派員の神田正雄(1879-1961)による文書である<sup>85)</sup>。東亜同志会の意見書には、「従来欧米諸国ト特約セル天主教、耶穌教、ノ布教条約ト同様ナル条約ノ下ニ宗教布設権ヲ獲得スル事」と記され、神田の意見書では「青島還附ニ付帯シテ要求スベキ条件」のうちの一つとして「内地ニ寺院学校ヲ設立シ布教及ビ教育ヲ自由ニ為スノ権利ヲ獲得スルコト」と記されている。加藤が第五号に布教権承認の条項を記載するにあたり、これらが検討材料に含まれたことは間違いないであろう。

東亜同志会は、熊本国権党の人員や濟々鬢<sup>せいせいこう</sup><sup>86)</sup>出身者たちを中心に1911(明治44)年1月に発足し、のちに東亜通商協会、熊本海外協会と改称した団体である。濟々鬢は朝鮮語や中国語、ロシア語を習得した青年たちを大陸へと送り出していた。卒業生のうち中国に渡った井手三郎と宗方小太郎(1864-1923)は、荒尾精(1859-1896)と知り合って上海の日清貿易研究所の創設に関わり、1898(明治31)年には東亜同文会設立にも参加し、それぞれ上海、漢口の支部長となっている。日露戦争後に帰国した井手、宗方をはじめ濟々鬢出身者たちが「支那を中心として東亜の研究をなし、先輩の志を継ぎ以て国家百年の対外経綸を行ふ」という趣旨のもと、東亜同志会を結成した。同会は中国の第一革命勃発時に実情調査の視察員を送り込んだほか、蒙古への青年の派遣、熊本の対中国貿易振興や海外移民事業などを行った<sup>87)</sup>。

井手は政府への要求提案書提出時には東亜同志会の副会長の地位にあり、宗方とともに同会創設の「柱石」とされ、熊本代表の衆議院議員でもあった。彼は熱心な本願寺派門徒であり、1890(明治23)年に同郷の知識人中西牛郎(1859-1930)らとともに九州仏教倶楽部を結成し、宗派を超えた仏教者の連帯を図る活動をしていた<sup>88)</sup>。京都の本願寺派本山に中国布教の必要や上海での学堂設立の進言を行う一方で<sup>89)</sup>、井手は自らの在清時の見聞から日本仏教布教使の生半可な有様を「内地の御使僧的」と叱責する発言もしていた<sup>90)</sup>。井手自身が語る所によれば、日清戦争後の条約交渉時、彼が陸奥宗光外相の側近や荒尾精らとともに布教権を条約に加えることを当局に督励するも、達成できなかったという<sup>91)</sup>。井手のような

人物が幹部を務めていた事情と、門徒の多い熊本の土地柄から、東亜同志会が提案書に布教権の要求を記載した背景が理解できる。

## 6. 布教権問題解決延期に抗う声

### 6.1. 仏教徒有志大会の「奮起」と各宗派懇話会の「態度決定」

1915年1月18日に中華民国政府に二十一箇条要求が提示された後、日本国内では厳しい報道規制によって全ての条項の内容が一般に知られるまでに時間がかかっていた。1月23日の東京・大阪の『朝日新聞』号外で報じられた対華要求の大まなか内容は、布教権条項を含んでいない<sup>92)</sup>。同月27日付『中外日報』は、1913年の民国承認時に仏教徒談話会の布教権獲得の訴えが政府にとり上げられなかったことに言及しながら、今回の交渉が多年にわたる懸案解決の「絶好の機会」であると主張する記事を掲載している<sup>93)</sup>。布教権要求が交渉案に含まれている事実がいつ国内で周知のこととなったのかは未詳であるが、3月21日付『中外日報』に布教権条項の情報を中国の新聞から得たという記事があるため、遅くともこの日までには知られていたことになる<sup>94)</sup>。

しかし、北京の交渉の現場で布教権条項は中国側の断固とした拒絶にあう。陸徴祥外交総長は2月5日の第2回会議で日置益公使に対し、布教権付与には同意しがたいことを告げた<sup>95)</sup>。続いて布教権条項を大きくとり上げた3月30日の第16回会議の席で、陸は長らくキリスト教布教に伴う教案に悩まされてきた中国の事情や、日本仏教布教が惹起しうる社会的摩擦を挙げ、布教権を到底容認できないと主張している<sup>96)</sup>。日本側は譲歩を決定したわけではなかったが、次回4月1日の第17回会議では、第五号第二項の学校・病院・寺院の土地所有権の条項について「寺院」を除外して話し合いがなされ<sup>97)</sup>、この時点で布教権の交渉は事実上棚上げされていた。第五号の交渉の難航が4月末から新聞で伝わり<sup>98)</sup>、ついに外務省は5月7日、最終要求案において福建問題を除いた第五号の各項目を撤回もしくは解決先送りとし、「日本人布教権ノ問題ハ之ヲ他日ノ商議ニ譲ルコト」に至ったと発表した<sup>99)</sup>。

外務省の公式発表に先んじた4月30日、仏教徒談話会の会合（日比谷松本楼）での決議により、布教権獲得貫徹を目指す仏教徒有志大会が結成され、会合はそのまま旗揚げの決起大会となった。

この会には仏教徒談話会の中心人員のほか、富田敦純（1875–1955 真言宗豊山派僧侶、新仏教徒同志会）、水野梅暁（1878–1949 本願寺派僧侶）、島地大等（1875–1927 本願寺派僧侶）、高島米峰（1875–1949 在家仏教徒、新仏教徒同志会）、龍口了信（1867–1943 元本願寺派僧侶、中正会代議士）といった僧侶・在家仏教徒のほか、国民外交同盟会の小川平吉、佐々木安五郎、伊東知也、小川運平らが加わっている<sup>100)</sup>。新たに合流した仏教者たちに加えて、ここでも1913年から共同歩調にあった対外硬派の代議士や運動家たちが参加するかたちで仏教徒有志大会が生まれた。もともと、水野梅暁のように日中を行き来して独自の活動をした人物<sup>101)</sup>や、新仏教徒同志会会員など様々な背景の者がいるので、必ずしもこの運

動の参加者すべての性質を同一視できないことにも留意しなければならない。

小川平吉は決起大会で演説した者の一人であり、交渉妥結後には「布教権延期は大失敗」との発言をしている<sup>102)</sup>。加藤の外交を厳しく批判する姿勢をとり、田中舎身や水野梅暁と親しかった小川の立場からすれば、布教権問題の先送りに抗議する仏教徒に同調しても不思議はない。

4月30日の仏教徒有志大会結成のタイミングは、対華交渉における政府の譲歩を非難する対外硬派の動きと連動していた。4月27日には国民外交同盟会の主導で対支問題大懇親会（日比谷松本楼）が開かれ、田中舎身が布教権承認先送りの批判演説をしている<sup>103)</sup>。5月18日には国民外交同盟会、対支連合会、憲政擁護会など18団体による対支連合大会（築地精養軒）が開催され、約600人の参加者に向かって政府の第五号譲歩への批判が展開された。田中舎身はここでも仏教徒有志大会を代表し、布教権問題に関して外務省を非難している<sup>104)</sup>。

さらに仏教徒有志大会は、各宗当局の反応の鈍さを批判しつつ東京の各宗務所・出張所への協力要請、各宗派懇話会への「態度決定」の交渉を行った。ほかにも全国の仏教団体と新聞雑誌社への呼びかけ、貴衆両院議員への賛同の是非を問う質問状の配布、演説会開催、冊子の緊急出版などとおして、中国における布教権の重要性と要求貫徹を訴えることに奔走した<sup>105)</sup>。以前と同様、外務省・文部省を訪問したうえ、4名の会員が東京の中華民国公使館を訪れ、陸宗輿公使との面談まで果たしている<sup>106)</sup>。

政界では井手三郎が先頭に立ち、衆議院における布教権獲得貫徹の建議を行っている。井手は龍口了信、紫安新九郎、伊東知也、金尾稜巖（1854-1921 元本願寺派僧侶、無所属）、小林嘉平治（1876-1940 元真宗勸学院教授、中正会）、小山松寿（1876-1959 立憲同志会）らとともに、賛成議員69名を集めて第36回帝国議会衆議院に「支那内地仏教布教権ニ関スル建議案」（6月4日付）を提出した<sup>107)</sup>。賛成議員には、井手と同じく熊本の東亜同志会（この時には東亜通商協会と改称）の幹部にして代議士の山田珠一（1865-1934 立憲同志会）も加わっている。7日の衆議院では井手が提出演説を行った。同案は8日に開かれた建議委員会で可決され<sup>108)</sup>、翌9日に議員会議で可決、政府への提出に至った。井手が、加藤高明が総裁を務める与党の立憲同志会に属しながらこうした建議を主導したことは、与野党諸勢力の目を引いた。そのため、井手はこの運動が党派とは無関係であることを提出演説で強調している。6月13日の仏教徒有志大会会合でも井手は報告演説を行った<sup>109)</sup>。この後、貴族院への同様の建議提出の準備が始められた。

仏教徒有志大会に「態度決定」を促された各宗派懇話会の東京委員会は、5月15日に会合を開いた。各宗要職者たちからは、布教権問題は時機を逸しているとか、民間有志が懇話会への事前の交渉なしに始めた運動に賛同するのは面白くない、などの本音が出たとも伝えられる<sup>110)</sup>。会合では懇話会による外務大臣宛の建白書の起草が決定されたが、全宗派の管長連名での署名はせず、各宗個別に行うことになった。その一方で、東京に宗務所のある曹

洞宗・浄土宗・日蓮宗・真言宗智山派・同豊山派は有志に賛同し、上記の建白書に五宗派管長連名で署名のうえ、6月21日に外務省の松井次官を訪問して提出した<sup>111)</sup>。真宗がこれに加わらず、声高に政府を批判する有志とは距離を置く姿勢であったことが注目される。大谷派本山は単独で外務大臣に嘆願書を提出した<sup>112)</sup>。

## 6.2. 布教権要求と中国への眼差し

布教権の条約上の明文化が、大戦への日本の参入を機に展開された対華利権要求の一環として試みられたことの歴史的な意味は重い。日中間の条約交渉のあり方は、仏教の中国布教の草創期とは劇的に変化している。これに伴い、布教権を要求する声には、日本の帝国主義外交をより強硬に推進しようとする動向への積極的な適応が反映されている。例えば、仏教徒有志大会発足時の宣言文の一部は次のとおりである。すなわち、「東洋永遠の平和を確保し人道仁愛の精神を發揮する」には「日支両国民の思想を融会し相互の親善関係を増進」することがその「唯一の方法」であり、「彼我共鳴の仏教に依て精神的交通を計り唇齒輔車以て我に頼らしめ指導啓沃以て我に聴かしめ始めて真実正大の成果を挙」げるのである。そのために必要な布教権が未だ欧米列強との均霑に至っていないのは「国辱」であり、「布教権問題の剴切なる解決を熱望す」る、といった言葉である<sup>113)</sup>。当初、布教権問題の解決は、現場の布教使が布教環境の保全のために訴えたものだった。そこから具体性が失われ、布教現場を知らない者が多数を占めるこの団体の宣言では、のちの対中文化政策でもくり返される抽象的な言説が展開されている。日中間の摩擦は軽視され、現実から乖離した「善隣輔導」「日支慶福」の語句が並ぶのである<sup>114)</sup>。

日本仏教の布教権要求の声は中国の新聞で批判的に報じられ、それが日本の新聞でもとり上げられた<sup>115)</sup>。仏教徒有志大会の動向も中国で新聞記事となり、北京の日置益公使がそれを機密文書で加藤外相に知らせていた<sup>116)</sup>。日置は、1915年7月20日付の「仏教徒の示威運動 名僧知識団の渡支計画」と題した『満洲日日新聞』の記事の切抜きとともに報告書を送っている<sup>117)</sup>。記事は、仏教徒談話会が「一大壮挙を企画」しつつあると述べる。その内容は、この年10月下旬か11月初旬の時期、曹洞宗大学長の秋野孝道(1858-1934)と談話会会員、その他教育家ら20~30名の団体が、水野梅暁の先導のもとに訪中して当地の日本仏教布教の現状を視察し、中国の名僧や学者との親睦を図り、布教権問題をも解決しようというものである<sup>118)</sup>。日置によれば、この記事が現地の中国語の新聞で翻訳され、日本仏教徒の政治的な「野心」を非難するかたちで紹介された。とくに談話会メンバーである松田湛堂の「頑迷固陋な支那でもどしどし当方から布教してゆく中には逆輸入の必要を痛感して来るに違ひない」という言葉が侮蔑的発言としてとり上げられ、「支那通」の水野については革命のさなかの中国における政治的活動が危険視されている。日置は、彼らの渡航が実現すれば「物議ヲ惹起」して「甚夕面白カラサル結果ヲ来ス」のではないかと加藤に警告している。仏教徒談話会および仏教徒有志大会の「日支親善」の主張の裏にある姿勢は、中国でこのよ

うに凝視されていたのである。

## 7. 米国大統領に懇請する宗教者たち

1915年春の仏教徒の決起は、時をおかずに5月2日のサンフランシスコの日本語新聞『新世界』と『日米』で報じられており<sup>119)</sup>、おそらく現地の内田暁融ら仏教会関係者の目に触れていたと思われる。また、同月1日付の『新世界』は、4月29日に珍田捨巳駐米大使がブライアン国務長官を訪問した際、アメリカによる日本の対華要求への介入の兆しをとらえて、カリフォルニア州土地問題の交渉復活と解決を迫ったのではないか、という英字新聞から得た情報を大きく報じた。もちろんそうした事実はなく、「恐くは憶測のみ」としているものの、『新世界』の記事は「元来日本の対米問題と対支問題とは響きの物に必ずる如き密接関係を有し来れるにより対支交渉行悩の結果多少対米問題〔に〕影響を来すは免れざる処なるにより此際土地問題の復活と迄は行かずとも交渉局面が何等かの変転を来せりと見難きにもあらず」と、期待せずにいられない様子である。「対支問題の解決は在米同胞の上にも直接重大の関係あり」との関心を寄せているのである。加えて同紙は、アメリカ政府の手が加わった対華要求案が練られているというワシントン発の不確かな情報にも言及し、「殊に新提案中仏教伝道の条項は最大論点となれる」と伝えた。サンフランシスコの日系新聞が布教権問題にいくらか注目していたことがわかる<sup>120)</sup>。

この頃、日本の帝国主義外交に危機感をもつ在華アメリカ人が動き出していた。公使館関係者やジャーナリストだけではない。4月8日、在華アメリカ人宣教師や大学教授ら7名が連名でホワイトハウスに長文電報を送り、日本の強硬な対華要求を非難して日華間交渉へのアメリカの介入を請願したことはよく知られている<sup>121)</sup>。彼らの動きとは別に、アメリカに一時帰国までして陳情を行ったのは、在北京メソジスト監督教会の監督J・W・バッシュフォード (James Whitford Bashford 1849-1919) であった。彼は3月12日付でウィルソン大統領とブライアン国務長官にそれぞれ長文の書簡を送ったうえで帰国し、4月27日にブライアンと面会した<sup>122)</sup>。バッシュフォードのウィルソン宛書簡は、日本の対華要求が中国だけでなく現地のキリスト教宣教師活動をも破滅に追い込むほど有害であるとの見解を訴え、日本政府に抑制を勧告するよう強く要請するものである。さらにバッシュフォードは、第五号の布教権条項と病院・寺院・学校の土地所有権承認の条項が、他の宗教を排斥して中国における仏教の利権を拡大しようという日本政府の目的を示したものにほかならないと断言し、朝鮮における日本の宗教政策を引き合いに出した<sup>123)</sup>。バッシュフォードの強烈な陳情を受けたウィルソンは、まだ日本政府への抗議の必要を認識する前であり、どう返信すればよいか途方に暮れた心情をブライアンに吐露している<sup>124)</sup>。

4月23日付『ニューヨーク・ヘラルド』は、中国における日本仏教の布教をキリスト教徒の社会事業を根絶させるものと見て憂慮する在北京宣教師の反応を取材した。仏教布教使が韓国の植民地化に協力した経緯に基づき、日本は中国の道徳の向上といった宗教的目的に

は関心がなく、僧侶たちは日本の軍国主義の有用な道具となっているとする宣教師たちの見方を大きく報じている。彼らにおいては、第五号の布教権条項は他の条項よりも危惧すべき意味を有していたのである<sup>125)</sup>。ただし同紙は、布教権条項への在華宣教師のこうした過剰な警戒を批判する、在日本アメリカ人宣教師 S・H・ウェインライト (Samuel H. Wainright 1863-1950) のインタビュー記事も 24 日に掲載している<sup>126)</sup>。加えて、5 月 1 日付ニューヨーク発行『ザ・サン』も仏教の布教権要求に対する在華アメリカ人宣教師の警告を報じたが、同紙は、キリスト教宣教師と同等の権利を日本人僧侶のために求める動きにアメリカが反対できる理由はない、という立場をとっている<sup>127)</sup>。在華宣教師の行動はアメリカの外交や世論に大きな影響を与えたとは言えないようだが、日本政府と仏教徒が協働してキリスト教宣教活動を脅かすことへの警戒心を前面に打ち出していた。これまで見たように、当時の仏教の中国布教は、在華宣教師が言うような連携体制を日本政府との間に構築するほどの組織力を備えてはなかったが、大局的に見れば日本の帝国主義へと寄り添っていく方向性を持っていた。

在華宣教師の政治的動きは仏教布教に対する「妨害運動」として日本で報道され<sup>128)</sup>、仏教徒有志大会もこの動向を注視していた<sup>129)</sup>。日本で布教権要求運動を担った人々と在華キリスト教宣教師たちは、互いに敵愾心を持っていたのであった。

日置黙仙ら日本人仏教徒がホワイトハウスで大統領と面会した 8 月 23 日は、在華宣教師たちの陳情からわずか 4 カ月後のことだったのである。日本の僧侶たちが大統領に平和斡旋を懇請したことをバッシュフォードらが知っていれば、白々しい行為と見なして批判を浴びせたかもしれない。

## おわりに

バッシュフォードがブライアンと面会した 1915 年 4 月下旬、対華交渉の難航が報じられていた日本では、日置黙仙が布教権問題について所感を述べていた。「支那では日本の仏教を誤解して居るものと見へる、皆が皆までそうでもあるまいが此誤解は支那の将来の爲めに憂ふべきことである」<sup>130)</sup>と。日本仏教の布教は中国のためになるという、当時の日本仏教徒の多くが信じて疑わなかったであろう見方を示した後、老僧は世界仏教大会出席のため 7 月 10 日に横浜を船出した。日本がアメリカとの対等性を求める「親善」と、中国に「親善」の圧力をかけることの意味の違いを、日置が意識することはなかっただろう。

アメリカへと東漸を果たした日本仏教は当地の排日運動への直面を余儀なくされ、日米外交の流動性に翻弄され続けた。在米開教使たちは摩擦を大きくしないよう、仏教大会という、注目を集めやすく且つ友好的な方法で事態の改善を図ろうとした。この大会がサンフランシスコで開催された時期、日米関係悪化の大きな要因となった対華要求の第五号に、それまでの仏教海外布教史に蓄積された問題が深く関わっていたことは、皮肉なめぐり合わせであった。20 世紀初頭のアジア太平洋地域における日本仏教の西向きと東向きの布教活動は、

国際政治と日本の帝国主義外交の波及のなかで、図らずも出会っていたのである。

布教権運動の担い手たちは、1915年6月の帝国議会における布教権獲得建議案の衆院通過後、第37回帝国議会の貴族院への同案提出の準備を進めていたが、翌1916年3月、それをやむなく見送る判断をした。この時、中国の南北対立の混乱に乗じて日本がさらなる利権拡大を目論むことが国際社会で警戒されていた。袁世凱が前年から推進しようとしていた帝政を日本政府が承認しない方針を固めている一方で、布教権要求の建議案を上院に提出すれば、利権獲得と交換に帝政を承認するのではないかとの国際的疑惑を招きかねないという考えに至り、実行を見合わせたと説明されている<sup>131)</sup>。

その後、第一次世界大戦後の国際協調を模索すべく開かれた1919年のパリ講和会議と、1921～22年のワシントン会議において、仏教の海外布教が直接・間接に関わる国際的懸案が再び浮上していた。日本政府は太平洋地域における日本人移民排斥問題の打開を意図し、パリ講和会議で国際連盟規約に人種平等条項を盛り込む提案をした。事前交渉や会議の過程で少なからぬ国から賛同を得たものの、議長であるウィルソン大統領により、全会一致でないことを理由に不成立とされた。同会議で日本が移民問題解決と山東・南洋群島の旧ドイツ権益の獲得という自国の利益追究を優先させたことで（最終的には譲歩した点が大きかったものの）、アメリカ側ではウィルソンや連邦議会、世論の反発を招いて対日感情が悪化してしまう<sup>132)</sup>。世界仏教大会開催の頃に一時沈静化していた排日の気運が容易に再燃し、1920年のカリフォルニア州外国人土地法（第二次排日土地法）成立、さらに連邦議会での1924年移民法（排日移民法）の成立へとつながっていったのである。同法成立前のワシントン会議で太平洋・極東問題を扱うにあたり、日本政府は準備段階で移民問題に関する提議を行う方向でいたが、この件を内政に属するものとするアメリカ側の意向と合致せず、提議には至っていなかった<sup>133)</sup>。当時アメリカでは、日本人移民を帰化資格のない存在とする理由に、人種的・法的条件だけでなく、「ミカド崇拜」のような宗教的慣習と、それを仏教僧侶が子どもに教える日本語学校の現状まで教え上げる意見が登場していた<sup>134)</sup>。日本人の「米化」をめぐる仏教徒への厳しい見方は、同胞のキリスト教徒の外にも広がっていたのである。

そして、ワシントン会議の一環として行われた1922（大正11）年2月2日の極東問題委員会の席上で、日本全権は山東省の旧ドイツ租借地の返還、満蒙投資優先権の放棄と同時に、布教権承認条項を完全に撤回するに至ったのである。この時、日本仏教界から目立った抗議運動は見られなかったようだ。

幕末からのキリスト教対策の延長線上に始まった中国への仏教布教活動は、その法的保護を求めていった結果、第一次世界大戦への日本の参入と中国の政治的混乱という歴史状況のなかで、中国に対する日本の帝国主義的要求に関与することとなった。その後変転する中国情勢と日中外交に左右されながらも、日本仏教徒の中国における活動は細々ながら続けられ、『中外日報』では布教権に関する様々な希望や意見が折にふれて掲載され続けた。布教権獲得を主張し続ける声、中国を刺激するような声高な権利要求は慎んで外務省への鞭撻を

水面下で続けるにとどめるべきだという声、そして法的権利獲得より実質的な日中仏教の「親善」を標榜する声。これらがくり返し発せられていったのである。日中戦争期には仏教も現地での宣撫工作に協力し、満洲や華北の布教拠点が飛躍的に増加していく。1932年の満洲国建国後は、満洲国と中華民国での「精神工作」をより円滑に推進すべく、1910年代とは別の担い手によって布教権獲得の主張が展開され、運動の浮き沈みをくり返す。その一方で、かつて仏教徒有志大会の中心にいた安藤正純は、「日支の提携」のためにはもはや布教権という権益を要求するのは適切でなく、布教という「精神的の問題には権利も何も要らないのです」と主張するようになっていた<sup>135)</sup>。布教権が公式に中国側に承認されることのないまま、仏教徒たちはやがて敗戦の日を迎えたのである。

## 註

- 1) 本稿は2015年11月に擲筆したが、外部的事情により出版されていなかった。このたび本誌に投稿するため増補改訂を施し、過去7年ほどの関連分野の論考も註に加えた。拙稿“Buddhism and the Twenty-One Demands: The Politics behind the International Movement of Japanese Buddhists” (Tosh Minohara, Tze-ki Hon, and Evan Dawley eds., *The Decade of the Great War: Japan and the Wider World in the 1910s*, Leiden: Brill, 2014) を発展させたものであるため、行論の都合上、一部重なる内容があるが全体としては大幅に異なる。なお、本稿では基本的に「開教」ではなく「布教」、「布教使」という用語を用いるが、参照資料との対応のため「開教使」を用いる箇所もある。
- 2) 陳継東「近代仏教の夜明け—清末・明治仏教界の交流—」『思想』第943号、2002年11月、89-92頁。木場明志・桂華淳祥「第一章第一節 明治前半期における「開教」」小島勝・木場明志編著『アジアの開教と教育』法蔵館、1992年、23-44頁。嵩満也「戦前の東・西本願寺のアジア開教」『龍谷大学国際社会文化研究所紀要』第8号、2006年5月、295-296頁。
- 3) 東西本願寺に限っても、仏教の海外布教に関する研究は枚挙に暇がない。本稿に関係する中国本土での東西本願寺布教については、柏原祐泉、川邊雄大、北西弘、木場明志、桂華淳祥、小島勝、柴田幹夫、高山秀嗣、嵩満也、陳継東、槻木瑞生、辻村志のぶ、都筑淳、寺戸尚隆、中西直樹、野世英水、藤井健志などによる多くの研究がある。教団が出版した、高西賢正編『東本願寺上海開教六十年史』（東本願寺上海別院、1937年）、浄土真宗本願寺派国際部・浄土真宗本願寺派アジア開教史編纂委員会編『浄土真宗本願寺派アジア開教史』（本願寺出版社、2008年）も参照。20世紀転換期アメリカ合衆国本土での真宗布教については、近年の研究として釋氏真澄、筒井正、中西直樹、本多彩、守屋友江などの論考を参照。本稿の執筆は、こうした先行研究の成果に負うところが大きい。
- 4) 内田暁融「米開教談」『信仰界』第29巻第7号、1916年7月、7頁。引用文中のくの字点は仮名に改めた。以下同様。
- 5) 内田暁融「北米開教三十年の回顧と将来の展望」桑港仏教会文書部編『桑港仏教会開教三十年記念誌』1930年、20-21頁。
- 6) 養原俊洋『カリフォルニア州の排日運動と日米関係—移民問題をめぐる日米摩擦、1906～1921年』有斐閣、2006年、11-22頁（のちに新装再編版『アメリカの排日運動と日米関係—「排日移民法」はなぜ成立したか』朝日新聞出版、2016年、出版）。
- 7) 常光浩然編『日本仏教渡米史』仏教出版社、1964年、474-475頁。

- 8) 賀川真理『サンフランシスコにおける日本人学童隔離問題』論創社、1999年、122-127頁。
- 9) 内田眺融「時事問題観」『米国仏教』第7年第11号、1906年11月、3頁。
- 10) 「排日と西本願寺」『中外日報』1913年4月24日。
- 11) 前掲『桑港仏教会開教三十年記念誌』（日米新聞社社長の安孫子久太郎による巻頭の祝辞。タイトルとページ番号なし）。
- 12) 緋川視城「米国の理想と仏教」前掲『桑港仏教会開教三十年記念誌』57頁。
- 13) 内田、前掲「時事問題観」3頁。
- 14) 「世界仏教大会」前掲『桑港仏教会開教三十年記念誌』95-96頁。
- 15) “Buddhist Mission-America to Woodrow Wilson,” August 6, 1915, Woodrow Wilson Papers, Series 12, Manuscript Division, Library of Congress. ウッドロウ・ウィルソン文書の調査に関して、高原秀介先生よりご助言をいただいた。記して謝意を表したい。懇請文書には、開教使の佐々木行應によるカヴァーレター、北米仏教布教史の概略、3人の代表派遣の簡略な説明状が添えられている。桑港仏教会機関誌『米国仏教』の仏教大会号（第16年第9号、1915年9月）や、前掲『桑港仏教会開教三十年記念誌』をはじめとする関連文献では決議文の和文版のみ収録されている。*Buddhist Churches of America Volume 1, 75 Year History 1899-1974* (Chicago: Nobart, 1974) にも大会開催当時の英文原資料は収録されておらず、管見の限り、その所在は未調査である。
- 16) 「桑港仏教会沿革史」前掲『桑港仏教会開教三十年記念誌』132頁。
- 17) 「交戦国に平和を提唱せん 日置氏を訪ふ」『中外日報』1915年7月14日。
- 18) 高階瓏仙監修／日置黙仙禪師仏記刊行会編『日置黙仙禪師伝』大法輪閣、1962年、287-290頁。
- 19) 「ワルデックと日置老僧」『中外日報』1914年12月23日。
- 20) 箕原、前掲『カリフォルニア州の排日運動と日米関係』14-15頁。宮崎慶之「日本人移民問題をめぐる日本外交—ベルサイユ会議、ワシントン会議を中心に—」三輪公忠編著『日米危機の起源と排日移民法』論創社、1997年、372-373頁。ハインツ・ゴルヴィツァー／瀬野文教訳『黄禍論とは何か』草思社、1999年、99-102頁。
- 21) 対華二十一箇条要求については次の研究を参考にした。川島真「二十一箇条要求と日中関係・再考—中国側の対応を中心に」川島真編『近代中国をめぐる国際政治』中央公論新社、2014年。北岡伸一「二十一箇条再考—日米外交の相互作用—」近代日本研究会編『年報・近代日本研究7日本外交の危機認識』山川出版社、1985年（のちに『門戸開放政策と日本』東京大学出版会、2015年、所収）。島田洋一「対華二十一箇条問題—加藤高明の外交指導—」(I) (II)『政治経済史学』第259号、1987年11月、同誌第260号、1987年12月。奈良岡聰智『対華二十一箇条要求とは何だったのか—第一次世界大戦と日中対立の原点』名古屋大学出版会、2015年。
- 22) 北岡、前掲「二十一箇条再考」127-147頁。高原秀介『ウィルソン外交と日本—理想と現実の間1913-1921』創文社、2006年、31-60頁。
- 23) 柏原祐泉『日本仏教史 近代』吉川弘文館、1990年、200-201頁。
- 24) アメリカ人を含む乗客を乗せた客船ルシタニア号がドイツ海軍Uボートに撃沈された事件が5月に起こり、そちらに国民の関心が集まったためとされる。また、この機にカリフォルニア州では反排日運動が展開された（箕原、前掲『カリフォルニア州の排日運動と日米関係』95-98頁）。
- 25) 同上、11-70頁。
- 26) 前掲『日置黙仙禪師伝』287-290頁。
- 27) “Buddhist Mission-America to Woodrow Wilson.” ウィルソンのメモは次のとおりである。“24 Aug. Here is remarkable matter! These papers we[re] handed me yesterday in person, by the

- delegates named, the archbishop wearing gorgeous apparel and Col. Harts officiating at the reception. W.” ウィルソンの手書き文字の判読には、M・ウィリアム・スティール先生にご教示をいただいた。記して感謝申し上げたい。
- 28) 例えば、“Wilson Gets Peace Petition,” *The Washington Herald*, August 24, 1915. ほぼ同様の記事が他州の新聞教紙にも掲載された。
- 29) 「世界仏教大会の与へし暗示」『中外日報』1915年11月3日。
- 30) 日本人の中国内地布教権問題に関しては、主に次のような先行研究がある。入江昭「中国における日本仏教布教問題—清末日中関係の一断面—」『国際政治』第64巻第2号、1965年4月。佐藤三郎「中国における日本仏教の布教権をめぐって」『近代日中交渉史の研究』吉川弘文館、1984年。道端良秀「日本仏教の海外布教—特に中国布教について—」『講座近代仏教』第五巻、法蔵館、1961年。村嶋英治「南清日本仏教布教者のシャム華僑布教渡航：20世紀初頭の中国・タイにおける日本仏教布教の共通性と布教権問題」『アジア太平洋研究』第42号、2021年10月。布教権問題と併せて、二十一箇条要求の布教権条項をめぐる日本仏教徒の運動をとり上げている研究には、前掲拙稿“Buddhism and the Twenty-One Demands”のほか、主として次のようなものがある。赤松徹真「近代日本における政治と宗教—新仏教運動の場合—」『佛教大学総合研究所紀要』第1号、1998年。小川原正道『日本の戦争と宗教 1899-1945』講談社、2014年。末木文美士・辻村志のぶ「戦争と仏教」末木文美士編『新アジア仏教史 14 日本 IV 近代国家と仏教』佼成出版社、2011年。中濃教篤『近代日本の宗教と政治』アポロン社、1968年。藤田賀久「侵略と連帯の交錯—日本仏教の布教権要求と対華 21 か条を中心に—」『コスモポリス』第7号、2013年3月。
- 31) 小川原、前掲『日本の戦争と宗教 1899-1945』56-57頁。二十一箇条要求をめぐる仏教徒の動向を扱った註30の諸研究では、英文拙稿も含め、対華交渉妥結後の運動の論述に集中し、小川原の前掲書以外では、対華要求への布教権条項記載に関して仏教徒の働きかけがあったか否かという問いがなかった。ただしその後、本稿の本文中で後述する大戦勃発前の仏教徒談話会の外務省訪問などについては、中西直樹『新仏教とは何であったか—近代仏教改革のゆくえ』（法蔵館、2018年、236-241頁）で紹介された。
- 32) 東本願寺派が真宗大谷派を公称としたのは、中国布教開始後の1881（明治14）年であった。
- 33) 木場・桂華、前掲「明治前半期における「開教」」35-44頁。桂華淳祥「第一章第三節 大谷派の中国華北地方における開教活動—一九三九年の状況—」小島・木場、前掲『アジアの開教と教育』61-69頁。中西直樹「日本仏教の南清進出の背景と布教実態」『植民地台湾と日本仏教』三人社、2016年、147-185頁。
- 34) 佐藤、前掲「中国における日本仏教の布教権をめぐって」227-230頁。
- 35) 同上、236-239頁。入江、前掲「中国における日本仏教布教問題」90頁。
- 36) 廈門の大谷派布教所が暴徒に放火されたことを装い、日本海軍が出兵して廈門占領を試みたが、列強諸国の抗議を受けて失敗した事件。のちに、布教所の発火には、台湾総督府とつながる大谷派の僧侶が関わっていたと判明した。廈門事件に関する最近の論考として、中西直樹「一九〇〇年廈門事件追考」（前掲『植民地台湾と日本仏教』所収）がある。
- 37) 佐藤、前掲「中国における日本仏教の布教権をめぐって」244-254頁。入江、前掲「中国における日本仏教布教問題」90-91頁。
- 38) 村嶋、前掲「南清日本仏教布教者のシャム華僑布教渡航」47-49頁。
- 39) 佐藤、前掲「中国における日本仏教の布教権をめぐって」249-254頁。

- 40) 入江、前掲「中国における日本仏教布教問題」91-97 頁。
- 41) 同上、98 頁。佐藤、前掲「中国における日本仏教の布教権をめぐる」240-244 頁、263-266 頁。なお村嶋英治は、現地の領事館員に素行不良を報告され、日本に帰国させられた布教使たち（本文で後述する伊藤賢道や菅真海）の実際の行動がそのとおりであったのか、また彼らの処分を具申した領事館員の偏見がなかったかどうか、検討しなおす必要を指摘している（村嶋、前掲「南清日本仏教布教者のシャム華僑布教渡航」48-49 頁の註 10、78-81 頁）。
- 42) 佐藤、前掲「中国における日本仏教の布教権をめぐる」254-269 頁。
- 43) 1907 年 11 月 16 日、山座政務局長ヨリ本派並大谷派本願寺各管長宛『日本外交文書』第四十卷第一冊、696 頁。
- 44) 廈門領事汕頭分館主任・大賀亀吉による菅真海の召還要請については、村嶋、前掲「南清日本仏教布教者のシャム華僑布教渡航」の記述（78-81 頁）に詳しい。
- 45) 「菅真海氏 支那布教談」『中外日報』1905 年 11 月 8 日。「支那伝道法の私見」（上）（中）（下）『中外日報』1906 年 1 月 14 日、15 日、17 日。
- 46) 前掲『東本願寺上海開教六十年史』188-190 頁。佐藤、前掲「中国における日本仏教の布教権をめぐる」227-235 頁。
- 47) 1904 年 12 月 8 日、小村外務大臣ヨリ在清国内田公使宛『日本外交文書』第三七卷第二冊、429-433 頁。小村は、大谷光演が自宗を指して用いた「本派」という用語の意味を取り違え、「本派本願寺」からの願い出と記している。
- 48) JACAR（国立公文書館アジア歴史資料センター）Ref. B12081601900「支那内地布教権一件 第一巻」（3.10.1）（外務省外交史料館）。「外務省と清国開教」『中外日報』1905 年 4 月 3 日。
- 49) 1905 年 8 月 6 日、東本願寺江浙布教監理伊藤賢道ヨリ松井政務局長代理宛『日本外交文書』第三八卷第二冊、562-568 頁。この年、浙江省内の 35 もの寺院が一斉に大谷派に転属するという前代未聞の事態が日中で報道され、問題視された。伊藤がこれを主導したと目されており、陳情書にはこの件についての弁明も書かれている。寺院の一斉転属は、1898 年から始まった、寺廟を学堂に変えて教育振興を図ろうとする廟産興学運動の波及を逃れるために起こったものである。在杭州領事は、他にも不審行為があったとして、1906 年 8 月、伊藤に退去を命じた。
- 50) JACAR: Ref. B12081602000「支那内地布教権一件 第一巻」。「清国布教に関する請願」『中外日報』1905 年 8 月 29 日。
- 51) 「大谷派と外務省」『中外日報』1905 年 11 月 10 日。
- 52) 「教堂破壊問題（仏耶両教徒の衝突）」『中外日報』1904 年 12 月 12 日、13 日。
- 53) 入江、前掲「中国における日本仏教布教問題」97 頁。
- 54) 1905 年 7 月 27 日、在清国内田公使ヨリ桂臨時兼任外務大臣宛『日本外交文書』第三八卷第二冊、558 頁。
- 55) 1905 年 12 月 20 日、真宗大谷派管長大谷光瑩ヨリ桂臨時兼任外務大臣宛『日本外交文書』第三八卷第二冊、573-574 頁。1906 年 1 月 23 日、真宗大谷派管長ヨリ加藤外務大臣宛『日本外交文書』第三九卷第一冊、807 頁。
- 56) 1906 年 1 月 26 日、加藤外務大臣ヨリ真宗大谷派管長宛『日本外交文書』第三九卷第一冊、807 頁。
- 57) 1906 年 2 月 18 日、19 日、20 日、22 日、在廈門上野領事ヨリ加藤外務大臣宛『日本外交文書』第三九卷第一冊、807-813 頁。
- 58) 註 57 の文書のうち、2 月 18 日、19 日付、807-810 頁。

- 59) 「清国布教取締の訓令」『中外日報』1906年3月18日。宗教局より訓令を受けたのは「両本願寺管長、真言宗聯合総裁、臨済宗南禅、東福、建仁、相国、天龍、大徳、妙心各派管長」であった。
- 60) 「布教問題」『中外日報』1906年3月17日。
- 61) 佐藤、前掲「中国における日本仏教の布教権をめぐる」267-268頁。
- 62) 例えば、「清国布教問題」『中外日報』1905年11月12日、「布教特権の拒絶」同年11月27日。
- 63) 例えば、安藤鐵腸「清国布教問題」『中外日報』1907年6月14日。
- 64) 「支那布教権質問」『中外日報』1913年3月31日。
- 65) JACAR: Ref. B12081602200「支那内地布教権一件 第一巻」。「清国布教問題」『中外日報』1911年2月4日。
- 66) JACAR: Ref. B12081602200「支那内地布教権一件 第一巻」。
- 67) 「全国仏教徒大会」『中外日報』1913年10月7日。
- 68) 「全国仏教徒の世界的運動」『東京朝日新聞』1913年10月6日。「仏教徒大会諸名家演説摘要」『中外日報』1913年10月10日。
- 69) 「仏教徒大会趣意」『中外日報』1913年10月2日。「明五日の仏教徒大会」同紙、同年10月4日。「全国仏教徒大会」同紙、同年10月7日。「仏教徒大会雑記」同紙、同年10月9日。
- 70) “Tokio Appeal to Wilson,” *The New York Times*, October 6, 1913.
- 71) 「仏教徒談話会創立」『東京朝日新聞』1913年7月3日。「仏教徒談話会起る」『中外日報』1913年7月5日。
- 72) 「各宗当局の恐慌 仏教徒大会に就て」『中外日報』1913年10月6日。
- 73) 大屋徳城「仏教各宗代表者に望む 加州問題と民国布教権問題」『中外日報』1913年7月4日。
- 74) 「対米問題大演説会」および「数千の聴衆腕を扼して感激す 対米国民大会の壮観」『東京朝日新聞』1913年4月18日。
- 75) 「明治座に於ける対支演説会」『東京朝日新聞』1913年9月11日。「対支問題大演説会」同紙、同年9月18日。
- 76) 対支連合会は、内田良平、中西正樹、小川運平、伊東知也らが中心の対支研究会の主導で1913年7月27日、12の団体の連合として結成された。満蒙問題の一般への周知や、政府を批判する対中強硬運動を展開した（初瀬龍平『伝統的右翼内田良平の研究』九州大学出版会、1980年、173-185頁）。
- 77) 筒井清忠『満州事変はなぜ起きたのか』中央公論新社、2015年、13-20頁、186-188頁。
- 78) 「支那布教権問題 談話会の外務省訪問」『中外日報』1913年10月19日。外務省訪問の翌日（10月15日）、安藤、田中舎身、大森禪戒が文部省を訪問した（「仏教大会と当局」『中外日報』1913年10月20日）。
- 79) 田中舎身『憂国之涙』金港堂、1915年、47-79頁。
- 80) 『対支問題意見交換会演説筆記』国民外交同盟会、1914年、附録1-6頁。
- 81) 1913年12月---日（日付不明）「支那内地ニ於ケル仏教布教権ニ関スル件」JACAR: Ref. B12081602200「支那内地布教権一件 第一巻」。1914年2月3日「支那内地ニ於ケル布教権獲得ニ関スル件」JACAR: Ref. B12081602600「支那内地布教権一件 第二巻」。
- 82) すでに明治後期には天理教の中国布教が始まっていた（堀内みどり「天理教の海外布教についての一考察—中国へ渡った女性たち—」『宗教研究』第89巻別冊、2016年3月、396-397頁）。仏教以外の宗教も含める記述にしたのは、こうした状況を踏まえてのことであったと考えられる。

- 83) 「資料紹介 牧野外務大臣より加藤外務大臣への引継文書」『国際政治』第6号、1958年、143-146頁。
- 84) 奈良岡、前掲『対華二十一ヵ条要求とは何だったのか』187-194頁。
- 85) 1914年9月1日、東亜同志会「我国ガ中国ヨリ獲得スルヲ要スル権利ニ関スル意見書」『日本外交文書』大正三年第二冊、909-914頁。1914年10月10日、神田正雄「欧洲大戦ノ時局ニ際シ我方ノ執ルベキ対支政策ニ関スル意見」同上、929-935頁。神田正雄は四川省政府教育官の経験がある中国通で、1909年から10年間、大阪朝日新聞社の特派員として北京滞在中に日中両国の要人とつき合いを持っていた（東亜同文会編『続対支回顧録 下巻列伝』〔復刻〕原書房、1973年、623-647頁）。二十一箇条要求の提示がまだ極秘扱いであった時に、神田のスクープにより東京・大阪の『朝日新聞』の号外でその概要が公表された。民国政府との折衝の時期には、神田は日本政府の交渉を批判的に論評した「日支交渉側面観」を『東京朝日新聞』に12回に分けて寄稿している（1915年4月24日～5月6日）。
- 86) 熊本国権党は、西南戦争で西郷隆盛のもとで戦った佐々友房（1854-1906）らを中心に自由民権運動期に結成された政党・紫溟会を前身とする。濟々鬻は、佐々が大陸雄飛に適した人材育成のため1879（明治12）年に熊本に開設した同心学舎（同心学校、濟々鬻と改称）を始まりとする。
- 87) 岩崎継生編『熊本海外協会史』東洋語学専門学校、1943年、7-19頁。ただし、東亜同志会の発足年月日についてはこの資料の記述ではなく、『九州日日新聞』の記事を独自に調査した佐々博雄の研究に従った（「海外協会と地域社会—大正期における熊本海外協会を中心として—」『國土館史学』第6号、1998年3月、42頁）。
- 88) 熊本の本願寺派門徒の活動について、中西直樹「明治期九州真宗の一断面—通仏教的結束から世界的運動へ—」（中西直樹・吉永進一『仏教国際ネットワークの源流—海外宣教会（1888年～1893年）の光と影—』三人社、2015年、111-153頁）参照。
- 89) 東亜同文会編『対支回顧録 下巻列伝』〔復刻〕原書房、1968年、532頁。
- 90) 「井手氏の支那宗教談」（一）～（五）『中外日報』1903年9月3日、4日、5日、7日、8日。
- 91) 「布教権問題に尽力する所以 布教権建議案委員長 井手代議士」『中外日報』1915年6月18日。田中舎身もこれと似た証言をしている（前掲『憂國之涙』75-76頁）。
- 92) 朝日新聞百年史編修委員会編『朝日新聞社史 大正・昭和戦前編』朝日新聞社、1991年、31-33頁。
- 93) 「支那布教権問題 解決の好機」『中外日報』1915年1月27日。
- 94) 「日支交渉と仏教伝道」『中外日報』1915年3月21日。これ以前に、布教権条項の存在が日本国内で知られていたことを示す資料があれば、ご教示を請いたい。
- 95) 1915年2月6日、在中国日置公使ヨリ加藤外務大臣宛『日本外交文書』大正四年第三冊上巻、135頁。
- 96) 1915年3月30日、在中国日置公使ヨリ加藤外務大臣宛、同上、272-273頁。
- 97) 1915年4月2日、在中国日置公使ヨリ加藤外務大臣宛、同上、280-281頁。
- 98) 「日支交渉問題」『東京朝日新聞』1915年4月29日、5月1日。
- 99) 1915年5月7日、外務省発表『日本外交文書』大正四年第三冊上巻、392-407頁。
- 100) 「外務当局激励の声 支那布教権獲得 仏教徒有志蹶起」『中外日報』1915年5月4日。
- 101) 水野梅暁は東亜同文書院に学び、中国の仏教事情や教案に関する調査・研究に励んだ。中国僧との個人的交流を重ね、辛亥革命にも関わった独特の存在として重要である。布教権問題を扱う先行研究では水野の活動を紹介するものが多いので、本稿では立ち入らず、これまであまり顧みら

れることのなかった井手三郎の動きに着目した。

- 102) 「布教権延期は大失敗 小川平吉談」『中外日報』1915年5月16日。この談話記事を含め、仏教徒有志大会の宣言書や関連記事、『中外日報』掲載の関係者の論説、他の新聞・雑誌掲載の当運動に対する批判的意見が、新仏教徒同志会の機関誌『新仏教』第16巻第6号（1915年6月）に「支那内地布教権問題」特集としてまとめて再録された。
- 103) 「対支問題大懇親会」『東京朝日新聞』1915年4月29日。
- 104) 「対支連合大会」『東京朝日新聞』1915年5月20日。
- 105) 「仏教徒の各省訪問」『中外日報』1915年5月5日。「対支布教権問題の善後運動」同紙、同年5月15日。安藤正純は、5月15日から21日の7間にわたり、『東京朝日新聞』に「布教権問題」と題した論説を連載した。5月25日付『中外日報』には、関西にも運動を広めるべく大阪での大会開催を交渉中であるとの報道がある（「布教権問題関西大会計画」）。
- 106) 「仏教徒と支那公使 布教権問答」『中外日報』1915年6月27日。
- 107) 「建議第一二号 支那内地仏教布教権ニ関スル建議案」『第三十六回帝国議会議院 上奏・建議・決議・動議・質問』国立国会図書館、1915年。
- 108) 「第三十六回帝国議会議院 支那内地仏教布教権ニ関スル建議案委員会議録 第一回」『帝国議会議院委員会議 第三六回議院（大正四年）』臨川書店、1981年、857-859頁。
- 109) 「布教権建議案」『中外日報』1915年6月6日。「政府党と布教権」同紙、同年6月8日。「布教権問題に尽力する所以 布教権建議案委員長 井手代議士」同紙、同年6月18日。
- 110) 「各宗懇話会と布教権問題」『中外日報』1915年5月19日。
- 111) 「各宗管長の建白 支那布教権問題」『中外日報』1915年6月3日。「各宗当局外務を訪ふ」同紙、同年6月25日。
- 112) 「東本と布教権」『中外日報』1915年5月27日。
- 113) 「仏教徒奮起」『東京朝日新聞』1915年5月2日。
- 114) 仏教徒有志大会「支那内地布教権問題宣言書」（註113の記事の宣言文とは別の、対華交渉妥結後に配布された文書。渡邊海旭起草）『新仏教』第16巻第6号、1915年6月、547-551頁。仏教徒有志大会の言説に見られる他の特徴については、前掲拙稿“Buddhism and the Twenty-One Demands”で論述した(410-413)。
- 115) 例えば、1915年4月22日付『中外日報』の記事「支那紙日本仏教を罵る」など。
- 116) 1915年7月24日「日本仏教徒渡支ニ対スル当地漢字新聞論調ニ関スル件」JACAR: Ref. B12081602600「支那内地布教権一件 第二巻」。
- 117) 記事の日付は、日置の報告書（註116）の文中には7月20日、切抜きを貼った台紙には7月17日と記されているが、原典確認の結果、20日付であった（19日の遅版にも掲載）。この記事の内容に関連して、20日の一面には「仏教界の活動 名僧智識の渡支」と題した記事もある。
- 118) 1915年7月16日付『中外日報』でこの計画が報道されているが（「仏教徒談話会の渡支」）、一行の中国渡航が実現したという記録は管見の限り見当たらない。
- 119) 1915年5月2日付『新世界』、同日付『日米』。7月4日付『日米』は、布教権に関する衆議院建議案提出も報じている。なお、5月2日付の記事は二紙とも4月30日の「仏教徒有志大会」ではなく、5月1日に「新仏教徒」が東京で開いた大会の席上で布教権獲得の貫徹要求を決議したと報じている。「新仏教徒」という呼称を広義に用いた可能性も考えられるが、『日米』の記事が要約した決議文の主語は「我が新仏教徒」である。高島米峰をはじめ新仏教徒同志会の会員数名が仏教徒有志大会に参加し、『新仏教』でも布教権問題の特集を組んでいるため（註102）、彼らが

そうした宣言を行っていても不思議はない。ただしそうだとすると、新仏教徒同志会の総意ではなかろう。高島は、布教権運動への参加を、政府に仏教の保護を求めようとする行為であると批判する意見に応えた記事のなかで、自分を含めた数名の運動への関与が同会を代表してのことではないと弁明している（高島米峰「新仏教徒と支那内地布教権問題」『中外日報』1915年6月12日）。この頃には新仏教徒同志会の革新性の不徹底さが露呈し、とりわけ布教権問題への関わりにそれが顕れていたことが指摘されている（赤松、前掲「近代日本における政治と宗教」294-303頁）。この年8月号をもって『新仏教』は終刊となった。

- 120) 『新世界』1915年5月1日。
- 121) “Urge United States to Side with China,” *The New York Times*, April 18, 1915. この件は、珍田大使から加藤に報告されている（1915年4月17日、19日、在米国珍田大使ヨリ加藤外務大臣宛『日本外交文書』大正四年第三冊上巻、687-688頁）。日本の対華要求に関する在華宣教師と在華英字メディアの動きを扱った最近の研究として、土肥歩「対華二十一箇条要求と中国キリスト教界」（『明治学院大学キリスト教研究所紀要』第51号、2019年）がある。
- 122) Paul A. Varg, *Missionaries, Chinese, and Diplomats: The American Protestant Missionary Movement in China, 1890-1952*, Princeton: Princeton University Press, 1958, 143-144. ヴァーグはブライアンとバッシュフォードの面会を4月26日としているが、ブライアンのウィルソン宛書簡によれば27日である（William Jennings Bryan to Woodrow Wilson, April 27, 1915, *The Papers of Woodrow Wilson* vol. 33, Princeton: Princeton University Press, 1980, 80-81）。
- 123) James Whitford Bashford to Woodrow Wilson, March 12, 1915, *Ibid.*, 23-26.
- 124) Woodrow Wilson to William Jennings Bryan, April 19, 1915, *Ibid.*, 23.
- 125) “Buddhist Propaganda in China Called Cloak for Japan’s Aim,” *The New York Herald*, April 23, 1915.
- 126) “Calls for Greater Charity in Passing Judgment on Japanese,” *The New York Herald*, April 24, 1915.
- 127) “Say Japan Seeks to Force Buddhist Religion on China,” *The Sun*, May 1, 1915. 同紙は、4月30日の珍田とブライアンの会談で中国における仏教布教について議論されている可能性を報じ、5月4日付『東京朝日新聞』も、ニューヨーク特派員が寄せた地元紙からの情報としてこれを記事にした（「布教権と米国」）。だが、『日本外交文書』にはこの会談における布教権への言及の記録はない。
- 128) 「支那仏教伝道に就て 我基督教徒の協力を望む」『大阪新報』1915年4月26日。「在支宣教師の<sup>マ</sup>防害決議」『中外日報』1915年4月27日。
- 129) 仏教徒有志大会、前掲「支那内地布教権問題宣言書」550頁。
- 130) 「時事茶談 日置黙仙氏談」『中外日報』1915年4月23日。
- 131) 「布教権問題 実行委員会決議」『中外日報』1916年3月10日。
- 132) 養原、前掲『カリフォルニア州の排日運動と日米関係』98-129頁。
- 133) 宮崎、前掲「日本人移民問題をめぐる日本外交」384-390頁。
- 134) 守屋友江『アメリカ仏教の誕生—二〇世紀初頭における日系宗教の文化変容』現代史料出版、2001年、147-149頁。
- 135) 中外日報東京支社が企画した対支開教問題懇談会（1937年12月23日、日比谷松本楼）における発言（「対支開教問題懇談会(5)」『中外日報』1938年1月11日）。